

# 令和7年第2回定例会会議録（第3号）

令和7年6月18日

## ○出席議員（24名）

1番	塩手悠太	2番	石田強
3番	中村悟	4番	森裕二
5番	谷口和美	6番	重松康宏
7番	小野佳子	8番	日名子敦子
9番	美馬恭子	10番	阿部真一
12番	小野正明	13番	森大輔
14番	三重忠昭	15番	森山義治
16番	穴井宏二	17番	加藤信康
18番	吉富英三郎	19番	松川章三
20番	市原隆生	21番	黒木愛一郎
22番	松川峰生	23番	野口哲男
24番	山本一成	25番	泉武弘

## ○欠席議員（1名）

11番 安部一郎

## ○説明のための出席者

市長	長野恭紘	副市長	阿部万寿夫
副市長	岩田弘	教育長	寺岡悌二
競輪事業管理者	上田亨	総務部長	竹元徹
企画戦略部長	安部政信	観光・産業部長	日置伸夫
市民福祉部長 兼福祉事務所長	田辺裕	こども部長	宇都宮尚代
いきいき健幸部長	阿南剛	建設部長	山内佳久
市長公室長	山内弘美	防災局長	大野高之
教育部長	矢野義知	消防長	浜崎仁孝
上下水道局長	橋本和久	総務部参事兼 債権管理課長	牛島照美
市民税課長	佐保博士	政策企画課参事	芝尾裕子

財 政 課 長	河 野 文 彦	観 光 課 長	牧 宏 爾
観光・産業部参事 兼 温 泉 課 長	樋 田 英 彦	産 業 政 策 課 長	市 原 祐 一
農 林 水 産 課 長	塩 出 政 弘	子 育 て 支 援 課 長	穴 見 雄 一
こ だ も 家 庭 課 長	内 田 千 乃	都 市 計 画 課 長	山 田 栄 治
公 園 緑 地 課 長	久 保 田 仁	学 校 教 育 課 長	宮 川 久 寿
学 校 教 育 課 参 事	藤 原 良 浩		

○議会事務局出席者

局 長	河 野 伸 久	次長兼議事総務課長	中 村 賢一郎
補佐兼総務係長	尾 崎 美由紀	補佐兼議事係長	甲 斐 俊 平
主 任	首 藤 卓 也	主 任	定 宗 隆一郎
主 事	今 留 蓮	事 務 員	尾 割 春 晃

○議事日程表（第3号）

令和7年6月18日（水曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前10時00分開会

○議長（小野正明） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第3号により行います。

日程第1により、一般質問を行います。

通告の順序により発言を許可いたします。

○14番（三重忠昭） 市民クラブの三重忠昭です。ちょっともう記憶にないぐらい何年かぶりの一般質問初日のトップバッターで、大変緊張しておりますけども、初日の1番バッターということで、執行部の皆さんの顔もはつらつとしてますし、非常にうれしいなというふうに思ってます。私も市長から反問を受けないようにしっかりと質問をしたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

早速、教育行政のほうから質問に入っていきます。

学校現場における教職員の配置状況について、学校において新年度が始まって、本来配置されなければならない人数の教職員が配置されていない状況ですね、病休や産休、それから育休の代替、代替りの先生がないという問題については、これまでももう本当に何度もこの議場で質問をしてきました。依然として、この問題を取り上げて質問をするということは、この問題の解決に至っていないということでもあります。教員を配置する県に対しても強く改善に向けた声を、引き続き上げていただきたいと思います。

そこで、まず今年の教員の欠員状況について、年度当初及び現在の状況を聞かせてください。

それと併せて今後、これから年度の中で産休・育休に入る教職員の数も教えてください。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

令和7年度当初の小中学校における欠員状況につきましては、小学校で5人、中学校で3人でした。6月1日現在の状況は、小学校で5人、中学校で1人となっております。また、産休・育休予定者も9名おります。

現在も欠員が生じておりますが、代替の配置に向け、引き続き大分県教育委員会に働きかけを行う等、人材の確保に努めてまいりたいと思っております。

○14番（三重忠昭） 6月1日現在で小学校5人、それから中学校1人が欠員の状況であるということですね。やはり、慢性的に続いているということは本当に異常とも言える大きな問題です。産育休の予定者もこれから9人ということでしたから、代替りになる先生が見つからなければさらに人が足りないという状況が出てくるわけです。

当然、人が足りないということはもう私が言うまでもないですけども、学校現場の教育課題であったり、子どもたちの教育にも大きく影響を及ぼしてくるわけですからなくさなければならぬと思っておりますし、今教職員の多忙化等も言われてますけども、人が足りないということで結果的にそれがおられる先生方の負担増にもつながっていくわけでありますから、ぜひとも改善をお願いしたいと思っております。

それでは、この人が足りていない状況で、当然現在おられる先生方、それから人が足りてない学校現場への配慮も必要だというふうには私は考えてますけども、現在市の教育委員会としてどのような取組をしているのか、そういう配慮などがされているのであればちょっと聞かせていただけますか。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

教育委員会としましては、人材の確保に向け、教員の人的配置等を所管する大分県教育委員会に働きかけるとともに、退職教員や教員免許状保有者に対する意向調査を現在も継続して行っているところでございます。

今後、欠員により、校外研修等への参加が難しい場合も想定されますので、オンラインによる研修に変更する等、市としても対応していきたいと考えております。

○ 14 番（三重忠昭） ぜひ、配慮等お願いしたいと思います。研修であったり会議であったり、先生方のいわゆる報告書であったり、提出文書、書類等の締切りなどもちょっと時期を遅らせるなど、配慮していただきたいと思います。

それで、この議員の中にも P T A の役員をされている方等もいらっしゃいますけれども、教職員が足りてない現状をやはり学校運営協議会であったり P T A、保護者の方々にもきちんと話しておく必要があるなというふうに思っています。学校現場からしてみれば、今うちの学校で先生が足りてないよということを言えば、保護者の方からしてみれば、うちの子どもたちの教育は大丈夫なんかいというようなそういう不安も出てくると思うんですけども、ただやっぱり、その厳しい状況をしっかりとある意味腹を割って話すことによって、学校であったり家庭であったり、地域での役割分担等にもつながっていくというふうに私は感じてますので、ぜひそういう課題をみんなで共有をしながら考えていっていただきたい、そのように思っています。

それでは次の質問に移りますけども、産休育休代替の件にちょっと特化しての話になりますけども、これは現場教職員のほうからも声が上がっています。1人というわけではなくて、もうかなり多くの方々から声が上がってます。というのもやっぱり人が足りていない状況があるわけで、人を配置するのは、先ほどからも何回も答弁でも言われてますけども、県が責任を持って本当であれば配置をすべきなんですけども、この産育休代替において、やっぱり現場の先生たちが日頃の業務をこなしながら自分たちの横のつながり、携帯電話に入っている自分の知り合いの、今現場で仕事をしていない免許状を持ってる先生たちに電話をかけまくっているという、そういう状況があるんですね。

その中で、半日なら何とか手伝えるよというような方がやっぱり中にはいらっしゃる、見つけることができるんですよね。ただ、見つけても、結局産育休代替は半日勤務、現場では 0.5 とかいうような言い方しますけども、ハーフ勤務は駄目だということを県のほうから言われるらしいんですよね。やっぱりこういうふうに毎日欠員が出ている状況で、やはりこれはちょっとおかしいんじゃないかなというふうに思ってるんです。本当、子どもたちの教育であったり学校現場の状況を考えれば、せっかく半日でも来られる方が見つかったのであれば、やっぱりそこでね、来てもらうような手だてをする必要があると思うんです。

今、学校現場だけじゃなくても民間でも、少子高齢化であったりとか、子育てとか介護であったりして、いろんな働き方が言われてますよね。そういう中で、もしかしたら公務員の働き方については規則であったり、法的な縛りがあるのかもしれないんですけども、やはりこれは改善をしていくように県のほうにでも促していく必要があるというふうに私は思ってるんですけど、そこについての市の教育委員会の考えを聞かせてもらえますか。

○ 学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

非常勤講師を産休の代替者として扱うことにつきましては、現行の制度上ではできないこととなっております。しかし、教員が不足している現状を踏まえまして、今後、欠員状況を少しでも軽減できるよう、産休・育休に係る代替教員の配置条件を緩和する等、県に働きかけていきたいと考えております。

○ 14 番（三重忠昭） ぜひ働きかけていただいて、そういう形でも現場に来れるようにしていただきたいと思います。というのも、今学校現場、人が足りない足りないというふうになってますけども、実際はベテランの教員、先生方がいわゆる大量退職をされて、今若い世代の方がどんどん採用されているというような実態があるわけです。そうすれば、当然もうここあと何年かしたら、その若い世代の先生たちが場合によっては結婚をして、子どもを産み育てるということになれば、そこでまた当然産休・育休者というのが増えてくるわけですよね。そのときにまた人が足りないということになれば、当然欠員の状況が広

がるわけで、やはりそこで今言ったような特例でもいいですけども、半日なら手伝えるよという方がいらっしゃったら受け入れられるような、そういう体制づくりをしっかりとしておいていただきたいというふうに思います。

この教育行政の欠員の問題について、最後ちょっとまとめますけども、欠員や代替者がいないといった問題の理由の枝葉の部分では、そもそも教職員の成り手が減っているという状況があるということ、それから採用試験の倍率が下がったことによって合格者が増えて、臨時の任用登録者の数が減ったというのも理由としてあるというふうに聞いてます。ただ、やっぱり根本には、今の子どもたち、それからそこで働く教職員にとっても学校現場というのがあまりにもやっぱり息苦しい、窮屈なものになっているのではないかなというふうに私は思ってます。やっぱりそういったことが、先生が足りないといった問題や子どもたちのいわゆる不登校児童生徒数が増えているというようなことにもつながっているんじゃないかなというふうに思ってます。それについては、これまでも私も議会の中でどういった部分かということは指摘をしてきましたし、これからもまたこの議場の中で指摘をしていきたいと思しますので、今日はそういった部分を一つ一つ申し上げることはしませんけども、ぜひ市の教育委員会も、県に対しても言うべきことはしっかりとと言いながら、欠員の問題、それから現場の働き方の問題等々改善に向けてしっかりと取り組んでいただきたいと思います。現場教職員の声はある意味子どもたちの声でもありますから、ぜひその声を受け止めていただいて、会議等の中でしっかりと声を上げていていただきたいというふうに思っております。

それでは、次のインクルーシブ教育について、質問に移ります。

インクルーシブ教育について、ここでは特別支援学級、特別に支援を必要としている子どもたち、生徒について質問をしていきたいと考えています。まずは公立小中学校において、特別支援学級に在籍する児童生徒は何人いるのか、過去3年間の人数の推移とそれから学級数を聞かせてください。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

市内小中学校における特別支援学級の児童生徒在籍数は、令和5年度は364人、61学級、令和6年度は399人、70学級、令和7年度は456人、81学級でございます。

特別支援学級在籍の児童生徒は、個別の教育的ニーズに応じて、一部の教科については特別支援学級で指導を受け、その他の時間は交流学級で過ごしております。

○14番（三重忠昭） 分かりました。これまでの議会の補正予算の中でも、放課後デイサービスの利用者増に関わる予算が度々計上されていきました。やはりそのことと比例して、学校現場でもこの特別支援学級に在籍している児童生徒の数が増えているんだなというふうに感じています。

それでは、特別支援学級とは違い、学校にはそれとはまた別に通級指導教室というものがあります。この通級指導教室はどのような児童生徒が対象となっているのか、また、指導を受けている児童生徒の数は何人いるのかを答弁してください。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

令和7年度、別府市には春木川小学校、大平山小学校、別府中央小学校の3校に通級指導教室が設置されております。通級指導教室とは、特別支援学級に在籍せず、通常学級に在籍しながら、必要な時間だけ別の教室で特別な指導を受けられる特別支援教育の制度の一つでございます。

通級による指導の対象となるのは、言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由、病弱及び身体虚弱の児童生徒のうち、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒を対象としております。

また、通級による指導を受けている児童生徒数は、令和5年度は12人、令和6年度は

18人、令和7年度は31人でございます。

- 14番(三重忠昭) 分かりました。発達障害であったり特別支援教育への理解が進む中で、一人一人に適した支援であったり、きめ細やかな対応が必要となる中で、別府市も特別支援教育支援員さんですね、いわゆるいきいきさんって言うんですけども、いきいきさんを毎年予算計上して配置をしていただいております。この配置人数については、過去3年間どのようになっているのか、配置人数も併せて伺いたと思いますし、併せてこれまでの質問のやり取りの中でも分かるように、対象の児童生徒数というのがかなり増えていっている状況なんですね。

そういうことを考えると、まずこの3年間のいきいきさんの人数の推移を聞きながら、今後やはり増員を考えていく必要があると思うんですけども、そこについての教育委員会の考えを聞かせてください。

- 学校教育課長(宮川久寿) お答えいたします。

令和5年度、6年度は、定数50人で50人配置、令和7年度は定数51人で、50人の配置でございます。現在、職員募集を実施しており、定数を確保できる見込みでございます。

今後も特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒が増加していくことが予想されるため、特別支援教育支援員の増員に向けて努めてまいりたいと考えております。

- 14番(三重忠昭) 確かにお金のかかることでもありますし、実際じゃあ50人から仮に60人に増やしていただいたとしても、じゃあそこにその方たちが来てくれるのか、要するにそれこそ人も集まるかどうかという課題もあろうかと思っておりますけれども、ぜひ学校現場でそういう対象児童生徒数が増えている状況もありますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思っておりますし、場合によっては年度の途中で、ちょっと支援が必要な子どもさんたちがおるということが分かったりすることもあり得ますので、その場合は年度途中からでも柔軟に配置できるような形を取っていただきたいというふうに思います。

それではその次の質問ですけれども、そういったように、特別支援学級在籍の児童生徒が増えている現状で、それを市教委としてどのように捉えて今後の対策を考えているのかを聞かせていただけますか。

- 学校教育課長(宮川久寿) お答えいたします。

特別支援学級在籍の児童生徒の増加につきましては、発達障害や特別支援教育への理解が進み、子ども一人一人に適した支援や、きめ細かな対応を受けられることから、特別支援学級への入級を希望する保護者が増加していると認識しております。

教育委員会では、障がいのある児童生徒が通常学級での活動が適している場合があることを踏まえ、通級指導教室の増設や巡回通勤を推進し、児童生徒が特別な支援を受けることができる体制づくりを強化することで、それぞれの状況に最も適した教育環境を提供できるよう努めてまいります。

- 14番(三重忠昭) よろしく申し上げます。法律では、こういった特別支援教育の役割、重要性も増しております。それは公立幼稚園においてもそうですね。同様にやっぱり特別に支援を必要とする全ての子どもたちを受け入れるということで、先日は常任委員会の中でも、公立幼稚園は2年保育、全園でやっていくという公立幼稚園の役割を基に、そういう方針を打ち出されたということは大変すばらしいことであるなというふうに思っておりますので、ぜひしっかりと支援ができるような体制を今後も取っていただきたいと思っております。

最後の質問に入りますけれども、質問というよりこれは一つの問題提起として捉えていただきたいなということがあります。それは、国において2021年に小学校の1クラスの児童数を35人とする改正義務標準法が成立をしました。そして、令和3年度の2年生か

ら段階的に導入されて、今年度、令和7年度で小学校の全学年が35人というふうになりました。つい先日の新聞の報道をちょっと見ると、中学校においても今後導入が予定されているというふうに聞いております。

そこで質問なんですけども、そういう状況があるんですけども、特別支援学級の児童は、この1クラスの定員数35人には含まれていないという実態があります。対象児童の特性によって、ある教科の時間は特別支援学級で学び、そのほかでは通常の交流学級で授業を受けています。つまり、交流学校に戻ったときに定員数を結局超えている、そういう学級が多く存在しているという状況があるということです。

そこで質問なんですけども、そもそもこの定数の中に、特別支援学級の子どもたちがなぜ含まれていないのか、含めることができないのか聞かせてください。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

学級編制の基準は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律で定められております。これに基づいて、県が市町村立学校の学級編制基準を定めておりますので、標準人数に特別支援学級の児童生徒数を含むことはできないこととなっております。

○14番（三重忠昭） 確かに学級編制の基準は法律で今国も35人ということで定められている。ただ、特例として、自治体裁量で基準数を下回って少人数にしてもよいということになっているというふうにも聞いてます。実際にここ大分県は国が35人としてこれまで段階的に導入をしてきましたけども、大分県はもう以前から既に小学校1年生、2年生、それから中学校1年生は30人学級としてやってきた。それはもう現在でもそうってますね。

そのことから考えれば、特別支援学級に在籍する子どもたちを含めて35人学級にしてもよいのではないかというふうに私は考えているわけで、そしてそれができて本当の少人数学級であるのではないかなというふうに私は思っています。

それともう一つ、そもそも、この特別支援学級に在籍する子どもたちをクラスの人数に加えていないことそのものが、私はとっても違和感を覚えるわけです。特別支援学級に在籍しているとはいえ、交流学級では同じ仲間なんです、みんな。その状態で1クラス35人が本来あるべき姿で、その上で、個々の特性や特別な支援を必要としている子どもたちに合わせた合理的配慮であったり、環境整備をしていくことが必要だというふうに思っています。

学校では差別は駄目という教育を子どもたちにしながら、障害や特別な支援が必要なことを理由に、1クラスの数に含まないということになってる状態、それを理由に分けているという状況、もうそれは仕方がないことなんだということを、私はある意味では対象となる児童生徒だけでなく、そうでない子どもたちにも無意識にメッセージを発しているように私は感じてしまうんですね。

ちょっと話それますけども、ある研究結果では、自分のすぐ近くに障がい者施設が建設されることを賛成するという日本人は2割程度しかいないといったような研究結果も実際のところはあるんですね。やはりこういったことを考えると、この定数の在り方についても考えないといけないのではないかなというふうに思ってます。

これまで質問してきた教員不足の問題であったり、予算的な課題、難しさも本当にあると思いますけども、当然別府市としてはともに生きる条例があって、大分県にも同様の条例があるわけですね。ともに生きる共生社会の実現、このインクルーシブ教育についても、国であったり自治体レベルや学校、個人レベルでできることを考えることから始めて、声を上げていくことも大切なことと考えていますが、私の私見をいろいろと述べましたけども、教育委員会の考えがあれば聞かせてください。

○教育部長（矢野義知） お答えいたします。

特別支援学級に在籍いたします児童生徒が増加している現状でございます。このような中でも、やはり児童生徒への個に応じた行き届いた支援を行うことは子どもたちにとって重要なことでありまして、そのためには、教職員や特別支援員の増員を継続的に求めていくことが必要であると考えております。

今後につきましても、大分県市町村教育長協議会等、あらゆる機会を通じまして、大分県教育委員会にさらなる定数の改善と、また必要な人員の確保の要望を行ってまいります。

またさらに、別府市教育委員会でもできることに関しましては、できるだけ支援を行うように努めてまいりたいと考えております。

○14番（三重忠昭） ありがとうございます。ぜひ声を上げていていただきたいというふうに思います。法的な縛りであったり制度的なものがあるかどうかちょっと私もいろいろ調べましたけど、その答えまで行き着いてませんけども、もしそういうことがあるのであれば、ぜひそれを変えていくために声を上げていていただきたいと思います。

それからちょっと話がそれますけども、先日私も新聞で見ましたけど、長野市長も今度大分県市長会の会長になられたというふうに新聞で見ました。市長の強力なリーダーシップに対する、周りの市長さんの期待が寄せられているんだらうなというふうに思いますけども、その先日の市長会では5歳児健診の、これは補助要件の緩和についての要望書ですかね、要望書というのが上げられてましたけども、この5歳児健診は発達障害の早期発見に有効ということで、国も動き始めたということでもあります。これからますますいろんな支援体制が求められてくると思いますし、ぜひ、今言った私がちょっと問題提起したこの内容についても、1学級の標準定数の課題についても、もしそういう市長会の中とかでも取り上げることができるのであれば、ぜひ声を上げていていただきたい。場合によっては国に対してとか、要望を上げていていただきたい、そのように思っております。そのことを強くお願いして、この教育行政の質問を終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、次に観光行政の質問に移ります。

オーバーツーリズムによる影響についての質問に入ります。

全国的にも観光地におけるごみの排出量であったり、ごみが散らかっている状況を放置、また生活道路になっている道路における交通渋滞など、いわゆるオーバーツーリズムによる様々な問題が聞かれています。隣の由布市ではごみのポイ捨ての条例を施行して、公共ゴミ箱の提供であったり、市の職員さんが巡回するなどの対応に当たっているというふうに聞いてます。当然別府市も観光地であり、既に公共交通機関の利用や渋滞など影響が出ていますが、そういった現状、そしてこれからの予測としてどういった問題が考えられるのかを聞かせてください。

○観光・産業部長（日置伸夫） オーバーツーリズムにつきましては、観光客が多くなり過ぎることによって地域住民の生活や旅行者に支障が生じる状況と認識しております。別府市におけますオーバーツーリズムにつきましては、公共交通機関等の移動手段及び駐車場の確保や観光施設周辺道路の渋滞、飲食店の需要に対する対応能力等において特に影響が生じていると考えております。

本市は観光業が基幹産業である一方、市民の生活圏と重なる部分において観光客による過度の往来により、市民生活の質の低下に加え、特定の観光施設に観光客が集中することによる混雑で、観光客の満足度の低下によるリピーター率の低下を招く可能性が生じると考えております。

○14番（三重忠昭） 私も観光地エリアである鉄輪、地獄ですね、そこを含む朝日校区に住

んでいますから、日頃の生活の中で、今ゴールデンウィークであったり、いわゆる観光シーズンだけでなく、もう本当日頃から鉄輪地区の観光施設であったり飲食店、それからスーパー、バス停等でも多くの観光客の方の姿を見かけるようになりました。観光客が増えるということは、もちろんそれによって地域経済であったり観光産業が潤うということで、それは大変うれしいことでもあります。

ただその一方で、やはり渋滞であったり、ごみの問題、近隣の市民生活や環境にあまりよろしくない影響やトラブルが実際起きているといったことも耳にしております。観光客、それから旅行者にストレスを感じさせないインフラ整備ももちろん、観光を主幹産業とする別府市として取り組むことは重要でありますけども、持続可能な観光のために受け入れる地域、それから市民の視点に立った公的な対応も大切であると私は考えています。

そこで質問になりますけども、現在移動手段の確保としてライドシェア等取り組んでおりますけれども、オーバーツーリズムに対し、観光客の目線と市民の目線の両方から想定される課題にどう向き合い解決していこうと考えているのかを答弁お願いします。

○観光・産業部長（日置伸夫） お答えいたします。

現在の取組といたしましては、移動手段の確保のためのライドシェアGLOBALを開始しており、さらに駐車場の確保のため、今議会に計上しております鉄輪地区での有料駐車場の整備のほか、中心市街地の飲食店に対し、解決に向けた取組を進めているところでございます。

また、B－b i z L I N Kにおきましては、観光庁の補助金であるオーバーツーリズムの未然防止抑制による持続可能な観光推進事業の採択を受け、別府オーダーメイド旅プランの実装や観光周遊パスの実施等による観光客の分散・平準化及び観光施設の混雑の緩和に向けた取組を行っております。お客様を迎え入れる観光都市といたしまして、オーバーツーリズムのみならず様々な分野における課題や問題が発生することも想定し、観光客に満足していただける観光都市としての環境整備や施策の推進に加え、市民生活に及ぼす影響の課題解決に向けまして、関係各課及びB－b i z L I N Kをはじめ、関係団体等と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○14番（三重忠昭） 様々な問題であったり課題を想定しながら、地区住民それから市民の声を聞きながら、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

今、答弁にもありました渋滞対策として、今議会で鉄輪地区での駐車場整備の補正予算が上がっています。確かに地獄めぐりの付近では、もう本当に渋滞が発生をしています。

また、鉄輪地区で渋滞になっているのがもう皆さんも御存じだと思いますけども、県道別府山香線、いわゆる鉄輪のバス路線ですね、このバス路線と九州横断道路が交わる鉄輪温泉入り口の交差点、ここは右折レーンがないために、度々渋滞が発生をしています。もうかなり長い渋滞が発生します。そして近々、旧かんぼの宿、ここの跡地に大型商業施設が今年の夏かな、今年たしかオープンするというふうに聞いてますけども、そう考えると、これもふだんからの渋滞が大きくなるのかなと。学校も近くにありますが、生活道路からなかなか本線にも出れないというような状況もやっぱり実際もう出てるんですね。それからバス路線でありますから、バスの運行にもかなり遅れが生じたりとか、そういう問題も出てくるのかなというふうに思ってます。

先ほどの道路は県の管轄、それから国の管轄でありますから、工事をするにしても直接別府市がということにはならないのかもしれませんが、交差点の朝日出張所の跡地、この跡地の利活用も含めて、また近隣住民、それから県であったり国であったり、関係機関と議論しながら、できるだけよい方向に進んでいけるように取り組んでいただきたい、そのように思ってます。

それでは、オーバーツーリズムの最後の質問になりますけども、オーバーツーリズムの

課題の中でも特に、やっぱり私も気になるのが、別府市の重要な観光資源である温泉について、それがオーバーツーリズムの影響によって、掘削の増加であったり、供給の不安定など危惧される課題も出てくると思います。温泉資源を守っていくためにも、別府市も源泉の調査であったり、マネジメント計画を策定するなど対応に当たってますけども、今後例えば利用実態の調査であったり、温泉資源の持続可能な活用を図るために、その環境整備にこれまで以上に取組を進めていく必要があるのではないかというふうに考えてますけども、その点についてどのように考えているかを答弁お願いします。

○次長兼温泉課長（樋田英彦） お答えします。

温泉資源に関しましては、将来にわたる自然保護に向け、令和4年度より新規掘削を認めない特別保護地域として2つのエリアが追加され、従来の3つのエリアと合わせて、別府市内には5つの特別保護地域が指定されているところでございます。

また、昨年策定した別府市温泉マネジメント計画の中でも、必要とする量と湧出する量の需要量と供給量の適正化に向け、中長期的な施策による持続可能な資源の確保と有効活用に取り組むとしておりますので、その実現に現在取り組んでいるところでありますけども、引き続き、貴重な温泉資源の保護並びに安定供給への環境づくりに向けて進めていきたいと考えております。

○14番（三重忠昭） もう本当私が言うまでもないんですけども、今後も引き続きしっかりとこの温泉資源の保護、安定供給に向け、取り組んでいただきたい。私も一緒に考えていきたいというふうに思ってますので、よろしくをお願いします。

それでは、最後の宿泊税と入湯税の質問に入ります。

宿泊税について、先ほどのオーバーツーリズム対策、また観光振興、それから温泉の保全などを進めていく上で必要となるのは当然財源であります。人口減少で税収が減っていくことが予測される中で、観光振興の財源は当然重要であり、これから導入をするかどうか議論を進めているこの宿泊税、そしてもう既に入ってる入湯税ですね、超過課税も含めてですけども、これはもう本当に貴重な自主財源だというふうに私も考えております。

そこで、まずはこの議論がスタートした宿泊税についてですが、そもそものところ、この宿泊税とはどのような税金で、そして今現在全国で導入している団体はどのぐらいあるのかを答弁お願いします。

○市民税課長（佐保博士） お答えいたします。

宿泊税とは、観光資源の魅力向上や観光客の受入れ環境の充実など観光振興に要する費用に充てるため、ホテルや旅館、民泊施設等に宿泊する宿泊者に対して課される法定外税であります。納税義務者はこの宿泊者になりますが、徴収・納入につきましては、ホテル、旅館業等を営む方が特別徴収義務者として宿泊者から税を受け取り、課税している自治体へ申告納入することになります。税率は各自治体によって異なりますが、宿泊料金にかかわらず一律の額を課税する一律定額制、宿泊料金に応じて税額が変わる段階定額制、宿泊料金に一定率を課税する定率制の3つのパターンがあります。

導入状況につきましては、都道府県で課税している自治体は、東京都、大阪府、福岡県の3団体であり、市町村で課税している自治体は熱海市、京都市、福岡市、長崎市など9団体の計12団体であります。

○14番（三重忠昭） 分かりました。では、宿泊税の導入のそもそもの可否も含めて、宿泊税を導入するかどうかも含めて、その検討を今始めたわけでありまして、今後どのようなタイムスケジュールになっているのかを答弁お願いします。

○市民税課長（佐保博士） お答えいたします。

本市では、令和7年2月3日に別府市宿泊税検討委員会を設置し、宿泊税の導入について検討を始めたところであります。5月26日には第2回の委員会を開催し、今後、課税

要件の検討や宿泊事業者等に対するアンケート調査等を行う予定であり、今のところ、スケジュール的には令和9年2月の条例施行を目指しているところでもあります。

- 14番（三重忠昭） 導入するというふうに決まれば、令和9年2月から徴収が始まるということですね。

それでは、その徴収額を税率でいくのか、先ほどの答弁では段階定額制であったりまたは定額でいくのか分かりませんが、これからの検討事項だというふうに思いますけども、別府市としてはどのぐらいの税収を見込んでいるのか、それがあればちょっと聞かせてください。

- 市民税課長（佐保博士） お答えいたします。

検討委員会におきましては、税率等の課税要件が決定している状況にはありませんので、税収の見込みは課税要件の議論と併せて、今後の協議事項であると考えております。

- 14番（三重忠昭） 定額でいくのか税率でいくのか、それによって当然変わってきますでしょうし、徴収金額だけでなく、このほかにも例えば宿泊代が一定額に満たなかった場合にはどうするのかとか、修学旅行の宿泊は対象外とするのかどうなのか、対象外としている自治体もあるようですし、制度設計については本当これからいろいろ細かく決めていくんだらうなというふうに思っています。とにかく、これまで導入している県外の先行事例もしっかりと参考にしながら検討をしていっていただきたいというふうに思います。

それでは次の質問に移りますけども、大分県もこの観光振興財源の検討を始めたということをお聞きしました。県は観光振興に関わる財源ということで、宿泊税に限らず観光振興に関わる財源について広くこれから検討しようということだというふうに聞いてます。多分宿泊税ではなくて、宿泊税もそうかもしれませんし、広島や宮島のように、訪問した際に徴収される訪問税とか、とにかくこういう観光振興に関わる財源を検討していこうという議論がスタートしたんだというふうに思いますけども、そこでちょっと私が気になるのが、福岡県の例ですね。福岡県と福岡市で市が税料金を固めた後に、福岡県が今度金額を決めたことによって、最終的には市長と知事が協議をして、県の取り分が幾ら、市の取り分が幾らというふうになっているというふうに聞いてますけども、そういったことを踏まえれば、当然もうされてると思うんですけど、県との連携ですね、それから意見交換、調整というものが必要になってくると思いますけども、それについてはどのようにしているのかを聞かせてください。

- 副市長（阿部万寿夫） これについて、私のほうからお答えさせていただきます。

大分県は、県全体の観光振興施策を将来にわたって安定的に実施するための財源について検討するため、大分県観光振興財源検討会議を設置したところをございまして、市としても今後の会議の進捗を十分注意してまいりたいと思っております。

その1回目の会議が先月の28日に開かれてございますが、私も委員の一人として参加いたしましたけども、会議ではまだ宿泊税の言葉自体出ていない、そういった状況でございます。もし仮に議員おっしゃるように、今後別府市も大分県とともに課税をすると、宿泊税の課税をするということになった場合には、例えば市と県でばらばらに課税徴収するというようなことになると、現場の宿泊事業者や納税者が混乱をするということになりますので、そういうことのないように、別府市と大分県とで十分に協議を重ねまして、課税要件等の調整を図ってまいりたいと思っております。

- 14番（三重忠昭） よろしくお願ひします。先ほど福岡の例も取り上げましたけれども、やはりこの宿泊業者の方であったり、宿泊客にも当然混乱を来すわけですから、調整を含めて丁寧な議論を進めていっていただきたいというふうに思います。

それと、この令和9年に条例施行を目指すということであれば、可能な限りその議論の中身、今どういうことが話されている、どういうことが検討課題と上がっているとか、例

えばこういうことが決まったとかいう、情報として外に出せる部分があるのであれば、極力我々議員にも、議会にも丁寧に説明、また報告等をお願いをしておきたい、そのように思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、入湯税について質問に入ります。

2019年に入湯税の税額を引き上げたわけでありますが、いま一度この確認も含めて、入湯税の目的、それから税の使途がどのようになっているのかを聞かせてください。

○市民税課長（佐保博士） お答えいたします。

入湯税は、地方税法第701条に規定された目的税でありまして、鉱泉浴場における入湯に対して、入湯客に納めていただく税金であります。その使途は環境衛生施設、鉱泉源の保護、管理施設及び消防施設その他の消防活動に必要な施設の整備、並びに観光の振興に要する費用に充てることとされております。

また、令和元年度から始まりました入湯税の超過課税分については、その使途について、5本の柱を掲げ、1、温泉資源の保護、確保、2、観光客快適性の確保、3、観光客の安全・安心の確保、4、観光客を増加させるための事業推進、5、観光客の受入体制の充実のための事業にそれぞれ充当しております。

○14番（三重忠昭） それでは、この超過課税が始まった年度以降の税収の推移を教えてくださいいただけますか。

○市民税課長（佐保博士） お答えいたします。

令和元年度から令和5年度までの入湯税及び入湯税超過課税の決算額についてですが、令和元年度はラグビーワールドカップの開催やインターコンチネンタル等大型ホテルの開業、その他ホテルの改装等で大きく税収が増加し、決算額が4億6,500万円、そのうち超過課税額が1億5,500万円でありました。

その後、新型コロナウイルスの影響により税収が激減いたしまして、令和2年度の決算額が2億2,300万円、超過課税額が8,200万円、令和3年度の決算額が2億5,900万円、超過課税額が9,500万円であり、令和4年度は入国規制の緩和や全国旅行支援等により観光客の動きが活発となり、決算額が4億2,700万円、超過課税額が1億4,200万円、令和5年度は円安と訪日客のさらなる増加により、決算額が5億3,500万円、超過課税額が2億円となっております。

○14番（三重忠昭） 分かりました。途中コロナ禍もあって税収が落ち込みましたけども、先日新聞報道でも導入後、入湯税収入が過去最高を更新されたというようなことも言われておりました。これはもうまさしく別府の観光がコロナ禍から回復をしているということであり、これはうれしいことだなというふうに思ってます。

そこで、最後に私の要望といいますか、検討していただきたいいうことをちょっと伝えて質問を全部終わりたいなというふうに思ってますけども、この宿泊税の収入については課税要件が決まっていないとのことで、見込額はまだということでしたが、私なりにざっくりと仮定して、直近の別府市の観光動態調査の結果から見ると、宿泊客数が大体240万人弱、これを切りのいい感じで私は勝手に250万人と仮定して、福岡市は定額で150円ということで取ってますから、150円を250万人に掛けると大体3億7,500万円という数字が出てくるわけですよ。そうすれば、宿泊税を導入すれば、今後宿泊数、観光客数の上がり下がりによって当然動くんですけども、このぐらゐの金額が収入として見込めてくるのかなというふうに私は勝手ながら思ってます。

この宿泊税については、観光振興を図る施策に充当することは当然だと思うんですけども、これまでの入湯税、超過課税分とそれからこの宿泊税、両方導入するようになった場合、入湯税については先ほどの使途についての5つの柱というふうに言われてましたけども、そのうちの一つである温泉資源の確保、ほぼそういったところに、もうやっぱり特化

して使っていくべきではないだろうかというふうに、私は個人的に考えているわけです。もちろん専門家の方々がみんな集まっているんな議論をされているでしょうから、もちろん私よりも詳しい方々がいろんなことを考えながら検討しているんだらうというふうに思いますけども、何で私がそういうことを言うかという、やっぱりこれから市長が、温泉を核としたウェルネス・ツーリズム、これの取組を進めていくわけです。100年先を見越した、そういった持続可能な観光地としての施策を進めていく上で、やはり温泉資源の保護、それから持続可能な活用というところを長期スパンでもう重点的に投資していく、そういうことが必要ではないだろうかというふうに考えています。

納税者の立場にしてみたら、自分たちが納めた税金がどんなものに使われてるんだらうかとか、そういう納得感であったりとか、いただいた税金を広くいろんなところにも使っていくことも理解はできるんですけども、やはり温泉資源があつてのものだというふうに思っていますので、ぜひこの宿泊税を導入したと仮定して、宿泊税入湯税の使途、すみ分けというのを今後もちろん検討されるんでしょうけども、そういったところを重点的にやってはどうかという、一つの私の勝手な案ですけども、そのことを申し上げたいというふうに思っております。

本当、この温泉はもう泉都別府市の宝でありますから、市民にとっても観光客にとっても、温泉の恵みをいつまでも受けられるような取組をしていっていただきたい、私も一緒になって考えていきたいというふうに思っておりますので、そのことをお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○3番(中村 悟) 創る未来の会、中村悟です。本日、2番手で一般質問をさせていただきます。

今回はいつものように子育て支援関連の質問に合わせて、観光行政についても質問をさせていただきます。

別府市はかつて東洋一の温泉都市と称されたほど温泉を中心とした観光で大いに繁栄をし、一生に一度は別府市へと憧れを持たれていた時期がありました。昭和30年代から40年代の最盛期には日帰り・宿泊客合わせて年間観光客数は約1,300万人訪れ、にぎわっていました。その後、バブルの崩壊や団体旅行の減少、個人旅行化などのトレンドの変化、また、最近ではコロナ禍の影響もありましたが、令和5年の別府市観光動態要覧によると、日帰り・宿泊客を含めた総観光客数は680万812人と、対前年比で26.4%増の調査結果が出ています。まだまだ最盛期の1,300万人には届かないものの、コロナ禍前の令和元年の総観光客数833万5,773人に迫る勢いで回復傾向を見せています。

しかし、コロナ禍前に回復するだけでなく、さらに突き抜けて、別府の観光最盛期の1,300万人を超えることができる観光再興計画を打ち出す必要があると思います。観光収入を上げて、結果として市民の所得の向上を促し、また市税収入が増え、市民の福祉政策を充実させる、このプラスのスパイラルに持っていく、回復基調のここからが正念場だと思います。

まずは観光収入を最盛期まで回復する、そのための課題を整理し、確実に実行するには予算が必要になってきます。今回は検討が始まった宿泊税について質問をさせていただきますが、この本会議場にいる方々はもちろん、別府市民の皆さんも一丸となって、観光振興に取り組んでいけたらと思いますので、よろしくようお願い申し上げます。

まず、質問第1項目に入ります。

小中学校の安全対策についてです。

不審者侵入対策について、5月8日午前11時頃、東京都立川市の市立第三小学校で発生した、同校に女兒を通わせている母親の知人である40代と20代の男性2人が校内に乱入、1人は酒瓶を手を持っていて、教職員5名に顔面打撲などのけがを負わせたという前

代未聞の暴行事件が発生しました。文部科学省によると、全国において、平成15年のデータですが、小学校に侵入した者によって、児童の生命と身体に危害が及ぶおそれがあった案件として警察庁に報告のあったものは全部で22件であり、うち9件は侵入者が凶器を所持していたことが判明をしています。

では、ここで別府市内において、昨年度の小中学校不審者侵入件数と侵入未遂件数も含めて答弁をお願いします。

○学校教育課参事（藤原良浩） お答えします。

昨年度の市内公立小中学校への不審者侵入件数及び侵入未遂件数につきましては、0件でございます。

○3番（中村 悟） 不審者というのは、その場にいる理由が明確ではなく、疑わしい行動を取っている人物を指しますが、具体的にどのような人物が不審者なのか、明確な定義が存在をしませんので、今回調査を行ったということなのですが、各学校の回答も、なかなか難しさがあったと予測されます。私が実際に見たり聞いたりしたケースでは、過去二、三年において不審者と思われる人物が、ある学校で運動会の最中に運動場に入ってきたりとか、あと、ある中学校のグラウンドに叫びながら生徒に声かけをしてきたケースなど、たまにそのような事件も起こっております。また、地域においても、5月だけでも4件の児童生徒に対する不審者の案件が発生しております。

以上のことから、児童生徒の安全について常に留意をしていただき、安全対策を再確認し、その都度改善に努めるということが大切だと思います。文部科学省の調査によると、全国の学校における不審者侵入対策の実施状況は、校門の施錠や来訪者の受付、校舎入り口での確認など、3段階のチェック体制を整備している学校は約60%あります。残りの約40%の学校では、これらの対策が不十分であるというふうにデータが出ております。

そこで文部科学省は、令和5年3月17日に開かれた犯罪対策閣僚会議において、不審者の学校侵入防止対策を強化するため、各教育委員会に対して危機管理マニュアルの総点検や防犯カメラ、オートロックシステム、非常通報装置などの整備を進めるように通達をしています。また、大分県においても平成29年2月1日に学校等における児童等の安全確保に関する指針として、正当な理由なく学校等に入ろうとする者の侵入を防止し、児童等への被害を未然に防ぐための対策として、8つ掲げています。

1つ目は出入口の限定、2つ目は門扉の施錠等の措置、3つ目は不審者の侵入を禁止する旨の立札、看板等の設置、4番は来校者用の入り口及び受付の明示、5番、来校者に対する名簿の記入及び来校者証の使用の要請、6番、来校者への声かけの励行、7番、不審者の侵入を防ぐための防犯設備の設置、8番、不審者の侵入防止及び死角の排除等を目的とした教室・職員室等の配置等の検討等を努力目標として定めています。でも実際には、学校施設では児童生徒、教職員、保護者、給食センターの配送員の方、また学校用品の業者であったり、工事関係者、また一般の訪問者など多くの人の往来があります。人員不足の状況で、全員をチェックすることというのはとても難しい状況にあるということは勘案されます。

そこで、別府市教育委員会として、学校における不審者侵入対策にどのように取り組んでいますか。現状で取り組んでいることを答弁願います。

○学校教育課参事（藤原良浩） お答えします。

犯罪対策閣僚会議を受けまして、文部科学省からの令和5年3月28日付通知以降、県からも市に対して、不審者事案に対する安全対策についての文書が通知されており、各学校には警察との連携や危機管理マニュアルの見直しについて依頼をしております。

さらに、令和5年度、6年度には、市教委独自に危機管理マニュアルの見直し等を各学

校に依頼をしております。各学校におきましては、事務室前に来校者名簿と首下げ式のゲストカードを準備し、来校者を一人一人確認することや、複数の防犯カメラを設置し、職員室のモニターで監視することで不審者侵入の未然防止に努めております。

- 3番(中村 悟) 分かりました。今回の事件では、子どもの安全を守ろうとした教職員の5名がけがを負っています。もし不審者が侵入した場合、子どもを守るために教職員の方が身を挺することは容易に予測されます。そうすると、やはり教職員の安全確保も考えていかなければいけません。

そこで、教職員の安全確保についての現状と対策について答弁を求めます。

- 学校教育課参事(藤原良浩) お答えします。

各学校に危機管理マニュアルの作成、定期的な見直しを指導しております。不審者が侵入した際には、マニュアルに沿って警察に迅速に通報する体制が確立されております。学校では年1回、不審者対応の避難訓練を行い、緊急放送で迅速に待機・避難ができるように指導しております。

教職員研修としまして、不審者対応の訓練を実施しております。また、各学校には複数のさすまたが設置されており、避難訓練の際に使用方法の確認を行い、緊急時に備えております。

- 3番(中村 悟) では、市内の小中学校におけるさすまたの設置状況と設置箇所を答弁願います。

- 学校教育課参事(藤原良浩) お答えします。

小中学校には1校当たり平均4.6本のさすまたを設置しております。また、設置場所につきましては、職員室、事務室、廊下、玄関、昇降口等、各校の実態に応じて定めております。

- 3番(中村 悟) あくまでも平均値が4.6本ということで、実際には各校をそれぞれ見てみますと、設置数が少ない学校というのもあると思います。そういった学校については、今後十分な数の設置を検討していただきたいと思います。

また、設置場所も大切になってきます。職員室には最低2つ、また、玄関や昇降口への設置も必須ですし、各学校によっては教室配置や事情が違いますので、その学校に合ったより効果的な設置場所があると思います。

今後、各学校現場の教職員の先生方の意見を聞きつつ、効果的な設置場所に十分な数を備えることができるよう配慮をお願いいたします。不審者の学校侵入による被害を最小限に抑えるには、初動対応である学校内・警察への素早い緊急情報の共有が大切だと考えます。例を挙げると、緊急通報装置、防犯ベルや職員の携帯アラームの常備が対策として考えられます。不審者侵入対策の一つとして、緊急警報機器の導入は今後検討していくことを提案いたしますが、いかがですか。答弁を求めます。

- 教育部長(矢野義知) お答えいたします。

不審者侵入対策として緊急警報機器の導入につきましては、初期対応として有効策の一つであると考えられます。他市での活用状況や学校の意見等を踏まえまして、緊急時の情報共有が効率的に実施できる機器の導入について、今後調査をしていきたいと考えております。

- 3番(中村 悟) 様々な学校の危機対策として、いろいろ上げられると思うんですが、さすまたの設置というのも当然のことながら、やはりいち早い情報伝達というのが一番重要なことというふうに思います。学校に不審者の侵入があった場合、一秒でも早く全教職員の先生方が知ること、児童生徒を効果的に危険から避難させ、警察に通報し、集団で不審者に対応することができます。そのための手だてを、今後も調査研究をお願いいたします。

また、ランドセルについている防犯ベルについてなんですが、1年生のときはしっかり鳴るんですけども、やはり学年が上がってくると電池切れで鳴らなくなっているケースも多々見かけます。保護者の方々も、一度お子さんの防犯ベルの作動確認をお願い申し上げます。

この項最後の質問になります。今回の東京都の立川市の事件を受けて、別府市においても今後さらなる安全対策について検討していることがあれば、答弁を願います。

○教育部長（矢野義知） お答えいたします。

これまでも様々な安全対策を行ってきましたが、今回の立川市の事件を受けまして、さらなる安全対策といたしまして、別府警察署生活安全課の課長を講師にお招きをして、全小中学校長を対象とした、さすまたの使い方講習会を実施いたします。また、この講習会を録画をいたしまして、各学校での継続的な職員研修に活用をしていきます。

今後も各学校の危機管理マニュアルを定期的に見直し、緊急時に児童生徒の安全を最優先で確保できるよう、実践的な訓練や研修を通じて、即座に対応できるよう努めてまいります。

○3番（中村 悟） ありがとうございます。学校の安全対策なんですが、やはりふだんからの心がけが当然重要になってきますので、今後もしっかりと対応のほうよろしく願い申し上げます。

そして、次の質問に参ります。放課後児童クラブについての質問に入ります。

まず、学校との連携について質問させていただきます。

学校行政は教育委員会、学校が終わった後や長期休みの子どもの居場所である学童保育というのは子育て支援課、担当課が違いますが、子どもとしては同じ子どもになります。児童の安全確保や健全育成には両課の実務レベルでの連携が重要だと考えます。理由として、子どもの成長支援を一環して行うため、2つ目の理由としては、安全・安心な生活環境を守るため、これは学校からクラブへの引き継ぎ、下校情報や体調などの情報を連動して行うことで、子どもが安全に過ごせる体制を整えられるということです。3番目として、問題の早期発見と対応。子どもの行動や心身の変化に対し、学校とクラブが連携することで問題を早期に発見、対応することができます。例えばいじめだったり不登校問題だったり、家庭の問題などが上げられると思います。

そこで、放課後児童クラブに関わる連携の現状と、今後の在り方についてお聞きしたいと思えます。答弁を求めます。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

学校と放課後児童クラブ等の連携につきましては、現在、放課後児童クラブが定期的に関催している情報交換会に学校長等の学校関係者が必ず参加しております。今後も下校情報や体調など、児童の安心・安全の観点から必要と思われる情報につきましては、学校から放課後児童クラブへ確実に引き継ぎを行い、十分に情報共有し、これまで以上に連携を深めていくよう、各学校に指導してまいります。

○3番（中村 悟） 今、答弁ありました。ぜひ、これまで以上に連携をしっかり深めるよう指導をお願いいたします。4月から校長先生、教頭先生の異動があった学校もあると思えますので、いま一度、学校と放課後児童クラブの連携の強化を図ってください。お願いします。

次の質問です。長期休暇の放課後児童クラブ利用希望についての質問をさせていただきます。

別府市では、令和7年3月に第3期別府市子ども・子育て支援事業計画を策定しました。その中のデータを幾つか抜粋すると、本市の男女別就業率の推移では、1995年は男性が54%、女性が46%と8%の開きがあったことに対し、2020年のデータでは男性が

50.5%女性が49.5%と1%に縮まっています。これは、男性・女性の就業率がほぼ同じということになります。また、2015年の本市の女性の年齢階級別労働力率、女性の年齢別の働く人の割合では25歳から29歳までは87%の女性が働き、その後も50歳から54歳までは常に80%以上をキープしています。

以上のデータから読み取れることは、本市においても女性の社会進出が男性と遜色ない程度に進んでいるということ、また、子育て世代の女性の実に8割以上が働いているということです。子育てとお仕事の両立に奮闘していることが見てとれます。昨今の日本の厳しい社会情勢の中で、頑張る子育て世代を下支えする政策が求められており、それを着実に実行することが下がり続ける合計特殊出生率を少しでも食い止めることにつながります。ひいては、昨今深刻になっている労働力不足の解消や国民総生産の維持につながります。

そこでお聞きをします。現状、放課後児童クラブへの入所を希望しながら入所できていない児童というのは市内で何人いますか。答弁を求めます。

○子育て支援課長（穴見雄一） お答えいたします。

国が実施しました放課後児童クラブの登録児童数等に関する調査では、12人となっています。

○3番（中村 悟） 12人ということですが、調査の取り方や聞き取った各施設の判断によって差異が出ることは考えられると思います。恐らく、各施設の待機児童登録数を積算して12人という数字が出たと推察をされますが、施設側が待機児童登録を受け付けている施設と受け付けていない施設があります。また、入所できなかったとしても、待機児童登録を希望しない家庭はカウントされていないケースもあると思います。アンケート等調査結果が、今後様々な対策を考える上で元になるデータになりますので、正確な現状把握が大切になってきます。今回のデータは国の調査結果になりますが、今後別府市が行う調査では十分にその点についても留意をしていただければと思います。

次の質問に行きます。

小学校区によって児童数と児童クラブ数のミスマッチが起こり得るため、希望どおり入所できない家庭がある現状があります。そこで、一つのデータにまた着目をしたいと思えます。先ほどの別府市子ども・子育て支援事業計画の中に、長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望についてのデータがあります。それによると、小学校保護者の実に86%が、長期休暇中に放課後児童クラブを利用したいと答えています。共働き家庭で長期休暇中に低学年の子が朝から家に独りでお留守番というのはとても心配だし、危険だから避けたいという保護者の思いが見てとれます。

そこで、放課後児童クラブに入所できなかった家庭が、せめて長期休暇中だけでも仕事に行っている間子どもを確実に見てくれる居場所が必要です。そういう場を別府市としてつくってほしいです。就労を希望する保護者が安心して子どもを預けることができる環境は、今後の出生率向上のためにも、また労働力の確保のためにも必須です。

以上、別府市としていかがお考えでしょうか。答弁を求めます。

○こども部長（宇都宮尚代） お答えいたします。

長期休暇中のみの放課後児童クラブの利用希望があることは、子ども・子育て支援事業計画の策定に先立って実施をいたしましたニーズ調査の自由意見欄にもお声をいただいております。十分承知をしております。現在、長期休暇中のみ開所する放課後児童クラブはなく、長期休暇中のみ預かりを行う放課後児童クラブができれば、4月当初から既存のクラブに申し込まなくてもよい御家庭も一定数あるのではないかと考えております。

長期休暇中においても、子どもが安心して過ごせる生活の場としての環境を整え、子どもの健全な育成を図ることができるよう、まずは利用者アンケートなどにより詳細なニー

ズの把握を行いたいと考えております。

- 3番(中村 悟) ぜひ、正確な情報をつかむための利用者アンケートをお願いいたします。そして持続が可能な形で子どもが安心して過ごせる生活の場の環境を整えていただくことを要望いたします。

また最初の質問に戻りますが、ぜひ放課後児童クラブ連絡協議会とも長期休暇中の対策を練る場合は、しっかり連絡を密に取り合いながら確認を取り合ってやっていただきたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

それでは、次の質問に入ります。

観光行政についてです。

湯治文化の復活とウェルネスの向上をテーマに、別府市として新湯治・ウェルネスという考え方を提起しています。日本は今後も高齢化率が上がることが予測されます。また、ストレスが社会問題になっている現状を鑑みると、健康が大きなキーワードになってくると思います。

そこで、保養のための温泉、また体に優しい食事、ストレスから解放されるアクティビティーの相乗効果で、別府観光の価値を上げていくことが大切ではないかと考えます。まだまだ眠っている別府の魅力を引き出して、全国に分かりやすい形で健康プランを発信することが重要です。そのためには、継続的な運営が課題となっている市有区営温泉などの共用温泉の観光への活用や、地獄蒸しなどの温泉を活用したヘルシーメニューの提案や、地の利を生かしたアクティビティーの開発などを行い、長期滞在を促し、一体型の提案により、宿泊客に心身ともに健康になっていただき、リフレッシュしていただくことが大切です。今後の、温泉・食・アクティビティーを絡めた一体的な宿泊体験の提供について、どうお考えですか。今後の別府観光ブランドをどうやって戦略的に打ち出していくのか、答弁を求めます。

- 観光課長(牧 宏爾) お答えいたします。

本市が進める新湯治・ウェルネスにつきましては、医療・美容・健康をテーマに、温泉の効能を科学的根拠で見える化し、自然・食・歴史文化など様々な地域資源と組み合わせることにより、別府ならではの特別な体験を提供するというものです。温泉の効能の見える化につきましては、現在エビデンスの取得に取り組んでおり、今後は得られたデータを観光客一人一人に合った付加価値の高い旅行商品の造成につなげていく必要があると考えております。

今年度からは、別府市旅館ホテル組合と株式会社ポーラによる温泉美肌作用の検証が始まり、その中でも温泉と宿泊・食・アクティビティーなどを生かした旅行商品づくりなども想定しております。また、ウェルネスコンテンツを発掘、見える化し、B - b i z L I N Kが運営するオーダーメイドの旅行相談サイト別府たび工房に、ウェルネスに関するツアーをコーディネートする機能を付与し、ウェルネスツアーの造成等も行っていく予定でございます。新湯治・ウェルネス事業を中心に、別府の様々な資源を活用した別府観光のブランド化に取り組んでまいります。

- 3番(中村 悟) まだ眠っている別府の魅力を掘り起こして磨き上げて、個人にカスタマイズされた温泉・食・アクティビティーの体験を分かりやすくコマース化していただきたいと思います。

言うまでもなく、観光収入が増えれば市民の所得の向上につながり、結果として市税、市税収入の増加につながります。広域においても、2019年1月宇佐国東半島観光・地域振興広域連携P r o j e c tが立ち上がっています。6市2町1村が、それぞれの強みを生かして連携して観光振興に取り組んでいかれるということです。先日の総会で長野市長が会長に就任されたということで、今後ますます効果的な観光連携の取組に大いに期待を

させていただきます。次の質問に入りたいと思います。お願いします。

次の鉄輪温泉地区温泉湯けむり重点景観計画の特例許可についてです。

鉄輪御幸で、2028年の開業を目指して東京の不動産開発業者による、富裕層向けホテルの建設計画が立ち上がっています。既存の黒田や旅館と隣接する源泉の湯宿ホテル鉄輪を買収して取り壊し、鉄筋5階、高さ20メートルを建てる計画です。しかし、一帯は鉄輪温泉地区温泉湯けむり重点景観計画が定められ、都市計画の高度地区の決定がされており、建築物の高さの最高限度を15メートル以下に制限している地域になりますので、開業に至るには、計画変更または高さ制限を緩和する市の特例許可が必要になります。

今年2月に開かれたホテル建設計画の地元説明会では、参加者から建物の高さに対する不安の意見が上がり、50代の女性は特例を認めると制限を超える建物が乱立し、湯けむりが見えなくなるのではないかと意見を述べられています。また一方で、新たな客の流れができ、地元により影響をもたらすかもしれないと期待する声も上がっています。高さ制限を緩和する特例許可を受けるには、住民説明会を2回以上開いた上で、有識者で構成する建築審査会の意見を聞く必要があります。市長が地域の住環境の維持に支障がないと判断すれば、緑地率を一定以上確保することなどを条件に認められますが、この特例許可が申請された前例はないということです。特例許可を認めるか認めないかは前例になり、今後の別府観光開発にも影響を与えると予想されます。

では、特例許可制度の内容と取扱いについて答弁をお願いします。

○都市計画課長（山田栄治） 答えいたします。

鉄輪温泉地区におきましては、良好な景観を維持することを目的に、重点景観計画を策定しております。また、高度地区を定め、建築物の高さの最高限度を原則15メートルとしております。この高度地区には緑地率、空地率、建物外壁の敷地境界からの後退距離などにつきまして基準を満たす建築物、それから高度地区決定時に既にあった建築物の建て替えて、用途の変更が伴わず、既存の高さを超えないものなどにつきまして、建築審査会の意見を聞いた上で、許可したものは15メートルを超える建築が可能となる特例許可制度を設けております。

この特例許可制度につきましては、高さ制限を設ける際に、既に15メートルを超えている建築物があったことや、15メートルを超える建築物を建築可能にしてほしいなどの高さの規制に対する意見もあったことなどから、設けた制度であります。緑地率を通常8%のところ20%確保すること、空地率を通常20%のところ40%とすること、建築物の外壁を敷地境界から2メートル後退させることなど、良好な景観を形成する上でより厳しい基準を満たす場合に限り、建築物の高さを20メートルまで許可するものとなっております。

これらにつきましては、緑化やオープンスペースの確保などについて通常以上の基準を設けることにより、高さ制限と同等程度景観に配慮したものとなるように定めているものでございます。

特例許可申請の取扱いにつきましては、申請者に重点景観計画の、それから高度地区の目的をしっかりと認識していただきまして、地区の景観の維持、それから向上に寄与する計画となるように協議等を行いまして適切に対応してまいりたいと思います。

○3番（中村 悟） 特例許可制度により高さ制限が15メートルから20メートルになったとしても、緑地率が通常8%のところ20%必要になったり、もしくは空地率が通常20%必要のところ40%確保する必要があるなど、あくまでも高さは伸びたとしても、景観に配慮した特例制度だということが分かりました。今後も鉄輪の湯けむり、もう財産であります。そんな大切な財産である情緒あるすばらしい景観を守りつつ、観光振興に取り組んでいただきたいと思います。

次の宿泊税について質問をさせていただきます。

2024年度において、全国で11の自治体が宿泊税を導入しています。2025年度以降の導入を決めた総務大臣同意済みの自治体も、13自治体あります。また、今後も多数の自治体が導入に向けて具体的な検討を始めています。ここ別府市においても、具体的な協議が始まりました。

そこで、幾つかの留意すべき点について質問をさせていただきます。宿泊者の負担が増えることによって、宿泊需要がほかの地域に流れるリスクが危ぶまれますが、それ以上に宿泊税収を利用して、さらに魅力的な観光地づくりをすることで十分カバーできると思いますので、今回はそこは問題にはしません。まずは都道府県と市町村間の調整についてです。

市町村による法定外目的税に関しては、条例の制定及び地方税法第731条により、事前に総務大臣の同意があれば新設が認められています。ただし、大分県と別府市のように、都道府県と市町村において課税標準が同じである法定外税を課す場合には、地方税法において住民の負担が著しく過重となること、地方団体間における物流に重大な障害を与えること、国の経済政策に照らし合わせて適当ではないものに該当すると認められる場合を除き、国または都道府県も許可しなければならないとされており、過去の総務大臣の発言で、都道府県と市町村が同様の法定外税の検討をする場合、地方税法上の同意基準を満たす範囲内で、当事者間で真摯に協議・調整を行っていくことが基本であるとされています。大分県と別府市での合意調整が不可欠になります。

本市においては、県の大分県観光振興財源検討会議に阿部副市長が委員として参画しており、また市の宿泊税検討委員会には、オブザーバーとして県の観光政策課長が参画していることから、当事者間の連携はできていると推察されますが、いかがですか。大分県と別府市の連携や調整の状況について、また懸念事項等あれば答弁を願います。

○市民税課長（佐保博士） お答えいたします。

総務省が平成15年に各都道府県及び市町村に対し、法定外普通税または法定外目的税の新設または変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項について通知をしておりますが、ここに記載されている処理の基本的事項、基本的事項に係る考慮すべき事項、法定外税の検討に際しての留意事項を遵守し、総務大臣の同意が得られるよう、協議・検討を進めていく予定であります。

○3番（中村 悟） 別府市において、先月5月26日に第2回別府市宿泊税検討委員会が開催されました。今後協議を重ね、来年度はじめをめぐりに市長に委員会報告書が提出される流れで進んでおります。

一方、大分県でも先月5月28日に第1回大分県観光振興財源検討会議を開催し、今後導入に向けて来年3月までに計5回の会合を開き、結論を報告することです。また、県内12か所で、県内宿泊事業者との意見交換会を予定しているということです。

そこで課題になるのが、大分県と別府市の課税要件等の調整についてです。他の例を見ても、1つの課税標準、宿泊料に対して、都道府県と市町村がそれぞれ独自に課税する場合と、福岡県と福岡市や北九州市のように、県と市で取り決めた課税額を案分して分けるケースも見られます。都道府県と市町村がそれぞれ独自に宿泊税を課すケースでは、北海道では令和6年12月に北海道宿泊税条例を制定し、今後、総務省との協議を経て、令和8年4月1日から課税実施を目指しています。一方、道内の倶知安町が令和元年11月から、1室当たりの料金の2%を徴収する定率制で課税をしていて、道と町のやり方が異なることに懸念の声が上がっております。このため、道の議会で条例が修正され、定率制で課税する市町村が一定額を道に支払う場合は、道の宿泊税の対象としないことが盛り込まれました。倶知安町については、このケースを適用する方針で、町は今の税率に上乘

せして宿泊税を徴収し、道への支払いに充てることを検討しています。ほかにも宿泊税条例が成立した札幌市など、市町村としても課税する地域では、道と市町村の両方に支払うこととなります。

また、1つの課税額を案分して、都道府県と市町村で案分するケースとしては、福岡県の税額1人1泊は施設の所在地が、福岡市、北九州市、両市以外は200円の課税。北九州市なら、市が150円、県が50円の計200円、福岡市になったら、宿泊料が2万円未満までは北九州市と同じ、2万円以上では市が450円、県が50円の計500円になっております。福岡県のモデルでは、今後福岡県内に宿泊税を導入する市町村が増えるということが予想されるため、県の宿泊税収が目減りする懸念があり、県としては難色を示す可能性がありますが、宿泊者の税負担を抑え、集客に影響を与えずに市の観光振興予算を得る方法としては、目指すべき最善な方法だと思えます。

そこで、まだ協議中なので不確定で話せる段階にないことは重々承知をしているんですが、別府市として現段階で分かる方向性について答弁を願います。

○副市長（阿部万寿夫） 私からお答えさせていただきます。

あくまでも現段階は、大分県は宿泊税とは言っておりません。言ってはおりませんが、別府としましては県の観光振興財源検討会議の動向を注意してまいりたいと思っておりますし、もし仮に本当に今後、別府市も大分県もともに宿泊税を導入するとなった場合につきましては、本当に現場の宿泊事業者、そして納税者が決して混乱することのないように、市と県とで十分に協議を重ねていきまして、課税要件等をできる限り統一すると、そういった調整を図っていかねばならないと考えているところでございます。

○3番（中村 悟） よろしく願いいたします。ここからは宿泊税についての具体的な内容について質問を、またさらに掘り下げてしていきたいと思えます。

宿泊税の徴収方法として、一般的に定額制と定率制があります。日本で先行している自治体のほとんどは定額制であり、2025年4月時点で唯一北海道の倶知安町のみ2%の定率制となっています。定額制は、基本的には宿泊客1人に対し200円等といった定額で税額が設定されるため、宿泊人数を増やすことで税収が増えていきます。メリットとしては徴収額が一律なので分かりやすく、事業者の事務負担が少しでも抑えられることと、国内事例が多いので先行事例との親和性があるということが上げられると思えます。また、宿泊料金に応じて課税額が段階的に変動する段階定額制もあります。

一方、定率制については、例えば宿泊料金の2%、仮に宿泊料金2万円であれば400円といったように、宿泊料金に応じて税額が設定されるため、宿泊単価を上げれば税収が増えていく仕組みになります。メリットとしては、宿泊客数に合わせて宿泊単価が今後も上がれば連動して税収も増えるということ、宿泊単価に応じて税額が変わるので、宿泊客の負担感にむらがなく一定ということ、またインフレ・デフレなどの経済状況に柔軟に対応・適用できるということと、国内と違い、海外では定率制が一般的なので、別府市のようなインバウンド客が多い市にとってはインバウンド客に説明しやすいということなどが上げられます。ちなみに、現在の国内の導入例では、定率制では2%、定額制では200円が多く、この程度の税率であれば著しく過重とは見なされないと思えます。

そこで、別府市として定額制、定率制についてどちらを採用する予定ですか。答弁を求めます。

○市民税課長（佐保博士） お答えいたします。

税率には大きく分けて、宿泊料金にかかわらず一律の額を課税する一律定額制、宿泊料金に応じて税額が変わる段階定額制、宿泊料金に一定率を課税する定率制の3つのパターンがあり、どれも一長一短がありますので、今後の検討委員会におきまして十分議論いただきたいと考えております。

○3番(中村 悟) 分かりました。今後決定するという事です。

次に、課税免除または免税点について質問をしたいと思います。

一定の条件なら課税をしないのが課税免除、一定金額に満たなければ課税をしないのが免税点ということでもあります。課税免除の一例として、京都市は修学旅行生に宿泊税を課税していません。基本的に教育関連は認められやすいと言えます。また、免税点の一例として、東京都は1万円未満の宿泊費には宿泊税を課税していません。別府市においても今後、課税免除を設ける予定があるのか、また免税点を設ける予定があるのか、答弁を求めます。

○市民税課長(佐保博士) 答えいたします。

現在宿泊税を導入している12団体のうち、課税免除を設けている団体は6団体あり、その多くは修学旅行や学校行事等に参加する学生等であります。免税点につきましては、宿泊税を導入している12団体のうち、免税点なしが9団体、免税点ありが3団体となっており、課税免除及び免税点はいずれも地域の実情に合わせた十分な検討が必要だと考えております。

○3番(中村 悟) ありがとうございます。ぜひ今後またしっかりと審議をして、別府市の実情に合った制度にしていっていただきたいと思っております。

では、宿泊税の用途についてなんです、せんだって宿泊税を導入している自治体では、主に観光振興に使っています。各自治体独自の課題解決に向けて、例えば京都市では歴史のある建造物や景観の保全、観光課題である移動手段の利便性の向上や、散乱ごみの対策に使われております。

そこで、別府市では宿泊税をどのような用途を想定しているのか、答弁を求めます。

○市民税課長(佐保博士) 答えいたします。

宿泊税を導入している12団体において、宿泊税はいずれも観光の振興を図る施策に要する費用に充てる法定外目的税とされていることから、本市も同様に検討を始めたところではありますが、具体的な用途は今後検討すべき事項であります。

○3番(中村 悟) ありがとうございます。

ちょっと1つだけ要望をさせていただきたいと思っております。行政が考えている観光課題と、現場の宿泊事業者や観光客が日々感じている観光課題は、必ずしも一致するとは限りません。宿泊税を導入した暁には、貴重な市独自の財源を最大限生かすためにも、現場の声また宿泊事業者や別府に訪れる観光客の生の声をしっかりと拾える仕組みをつくっていただくことを要望したいと思います。お願いします。

次の質問に入ります。

宿泊事業者の負担についてなんです、宿泊税の支払い方法ですが、特別徴収という形が取られています。具体的には納税者自身が宿泊税を宿泊施設に預け、その後宿泊施設が所在地の自治体に納めます。そこで、仮に大分県と別府市で宿泊税を導入した場合、宿泊事業者の徴収事務負担が倍になります。また、定率と定額の徴収方法がばらけた場合、複雑な徴収事務になり、事務負担が増えてしまいます。

今後、宿泊税導入に向けて本格的な議論が進む中で、一つ宿泊事業者の事務負担を軽くするという観点もしっかり持って検討を進めていただきたいと思っております。別府市の見解を答弁願います。

○総務部参事兼債権管理課長(牛島照美) 答えいたします。

これまで御質問のあった課税要件等については、大分県が宿泊税を導入することとなった場合は、本市の検討委員会の協議に加え、大分県との調整が必要になります。県と市の課税要件が異なる状態になれば、納税者や宿泊事業者の皆様に負担をおかけすることになるとおられますので、十分な協議・調整を図っていきたくて考えております。

○3番(中村 悟) 宿泊税は、今後別府市にとって貴重な財源になると思います。また安定した、そして十分な金額が得られる税収になるような財源になるように、大分県との調整のほうを今後も阿部副市長、よろしく願いいたします。

それでは、最後のリゾート産後ケアについて質問をさせていただきます。

前回の第1回定例会において、私から、利用者の感想や利用者アンケートの内容について質問をしました。答弁として現在、受注者が事業実施報告書を取りまとめているところで集計はこれからになります、との答弁をそのとき受けました。その後、報告書の取りまとめ、検証を行ったと思います。その結果をなるべく詳細に答弁を願います。

○子ども家庭課長(内田千乃) お答えいたします。

まず、事業に対する全体の満足度といたしまして、よいが15%、非常によい85%と、100%の利用者に御満足いただいております。その理由といたしまして、リフレッシュできた、リラックスできた、癒やされた、疲れが取れたといった内容や、スタッフに対する相談のしやすさ、専門スタッフを配置したことで、安心して子どもを預けられた、子どもを預けることで、独り時間の確保ができた、上の子との時間や夫婦での時間の確保ができたという声をいただいております。

また、宿泊施設についても大変御満足いただいております。事業利用の理由といたしましては、別府市からの補助があったから、体力回復のため、ゆっくり落ち着いた環境で過ごしたい、育児について相談したいというお声をいただいております。

誰と利用したかという利用形態につきましては、母子のみが32.5%、家族や祖父母といった親族での利用が67.5%となっており、御家族での時間を過ごされた方が多く見られました。

宿泊施設や環境、産後ケアスタッフの対応につきましては、92.5%の方がこの事業のよかった点として上げており、カウンセリング内容、提供されたアドバイスについても70%以上の方がよかったと評価されております。

このように、事業に関するアンケート結果から高い評価を得ており、多くの利用者から本事業の継続の声をいただいております。また、より多くの方が利用できるようにしてほしい、抽せんではなく、気軽に利用できる仕組みにしてほしいといった意見が多く寄せられ、さらに2泊3日で実施してほしいといった声をいただきました。これらの御意見を検証し、今年度の事業設計を行っております。

○3番(中村 悟) 答弁ありがとうございます。満足度が100%ということで、すばらしいなと思います。高いだろうなと思っていたんですが、100%というのは本当にすばらしい事業だなと思います。

また、聞いてて少し意外だったのが、母子のみの利用が多いのかなというふうに簡単に僕は思ってたんですが、意外と家族や祖父母等といった親族での利用が67.5%ということで、いい家族の時間になっているんじゃないのかなというふうに思います。

例えば参加された、ちょっとある御家庭から聞いた話なんですけれども、例えば複数人お子さんがいる場合、なかなか上の子に取り合えなくなったとか、出産、赤ちゃんができたことで下の子に取り合う時間が減ったというところ、また下の子、上の子が少しずつしてしまうというような意見もあったんですが、ただ家族でこうやって過ごすリゾート産後ケアによって、ホテルでゆっくり過ごすことによって、生まれた子だけじゃなくて、上の子、下の子、兄弟児にも向き合う時間ができたということで、非常に喜んでいる声が聞かれました。

それでは、今年度の事業内容についてお話ししたいと思います。

昨年度のリゾート産後ケアの募集人員は40組でした。それに対して、応募が延べ81組ということでした。残念ながら、41組は希望しながら受けることができませんでした。

そこで、今年の募集人員は何組になりますか、答弁を求めます。

○こども家庭課長（内田千乃） お答えいたします。

今年度は、市民の対象者 300 組が御利用できるように準備をしております。

○3番（中村 悟） ありがとうございます。一気に 300 組ということで、素晴らしいなと思います。

昨年度のリゾート産後ケア実施協力宿泊施設は 11 施設でした。今年度は何施設になりますか、答弁を求めます。

○こども家庭課長（内田千乃） お答えいたします。

6 月 10 日に旅館ホテル組合を通じて宿泊施設の募集をしており、回答期限を 6 月 30 日としております。このため、今年度の施設数は現時点で確定しておりませんが、昨年度御協力いただいた宿泊施設には個別にお声がけをしており、現時点で 7 施設より参加の意向を伺っております。また、新たに 1 施設からの申込みをいただきました。令和 7 年度は 6 月 30 日の回答締切り後も宿泊施設について引き続き募集を行い、順次追加していく予定としております。

○3番（中村 悟） ありがとうございます。この機会にいろんな宿泊事業者にしっかり参画していただいて、別府の温泉の魅力だったり、そのホテルの魅力を逆に別府市民にも伝えるということができたらいいなと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

前回、課題の一つとなったのが、宿泊施設と産後ケア実施施設が別の際の、特に夜間の預かりをした際に気持ち的に不安を感じたということであつたり、移動の負担がある問題点について上げられましたが、今回は変更等行いましたか。答弁を求めます。

○こども家庭課長（内田千乃） お答えいたします。

宿泊施設内での実施が利用者の負担軽減につながることは承知しておりますが、宿泊施設によっては、産後ケアを実施するための部屋やスペースを確保できない、確保できても、利用料が高額となるといった課題がございます。利用者の皆さんが御自身のニーズに合わせ、宿泊施設を選択できるよう、宿泊施設内のみでのサービスにこだわらず、様々なプランを提供したいと考えております。

○3番（中村 悟） 分かりました。確かに高額な施設になるべく泊まりたいという利用者の方の声もあると思いますので、引き続きこのちょっと施設が離れている問題については、なるべくマイナスになっている移動がある、不安があるという点について、対策を少しずつ練っていきながら対応していただきたいと思います。

昨年度は宿泊費が 1 泊上限 2 万円の宿泊補助がありましたが、今年の変更はありますか。答弁を求めます。

○こども家庭課長（内田千乃） お答えいたします。

今年度も引き続き、別府市内に住所を有する利用対象者につきましては、1 回限り 1 泊 2 万円までの宿泊費助成を行います。

○3番（中村 悟） 分かりました。昨年度同様、1 泊 2 万円までの宿泊補助を行うということで理解いたしました。

令和 6 年第 4 回定例会の私の一般質問において、リゾート産後ケアの今後の方向性について質問をさせていただきました。その答弁の中で、将来的に市内の全産婦へのサービス提供を目指すことと、別府市独自のプランとして、市外の在住者も参加可能なプランを提供していきたいというふうにありました。私の考えとしては、市内在住者にはより負担少なく、子育て支援の一環としての提供を、また市外の在住者に対しては、あくまで観光政策として、市税負担なしで、むしろ観光収入はプラスになるように実施すべきだと考えていますが、いかがでしょうか。市外在住者プランについて、今年度の実施予定と内容について答弁を願います。

○こども部長（宇都宮尚代） お答えいたします。

令和6年度の利用者より、延泊の希望があったことから、今年度の事業設計といたしまして、市内産婦の利用料金は、昨年度同様1回無料としておりますが、自己負担いただければ産後ケアの利用と延泊を可能としております。

市外在住者につきましては、市からの助成は行わず、全て実費負担で利用可能としております。具体的な宿泊プランはこれからですが、受注者や宿泊施設などと提供できるサービス内容や適正な価格を検討し、魅力的なプランを提供するとともに、持続可能な事業にしていきたいと考えております。

○3番（中村 悟） ありがとうございます。

次の質問に入ります。今年度の事業実施時期についてです。

前議会において私から、来年度は今年の実施期間、1月14日から2月28日の実施よりも、早い時期での実施が望ましいと考えていますがいかがですか、との実施時期についての質問をさせていただきました。担当課からは、なるべく早期に体制を整え事業を開始できるよう準備をしていきたいと答弁がありましたが、その後の状況を答弁願います。

○こども家庭課長（内田千乃） お答えいたします。

今年度は7月1日に事業告知を行い、9月から翌年2月末までの期間、事業を実施する予定としております。宿泊施設との調整のため、利用者決定を30日前までとしていることから、9月利用者の募集を7月中旬頃開始いたします。以降、毎月募集を行い、2月利用者の募集となる12月の募集が最終となる見込みです。

詳細な日程につきましては、これからプランの作成となりますので、事業告知後に事業公式ホームページで御確認の上、多くの産婦の皆さんに御利用していただきたいと考えております。

○3番（中村 悟） 答弁ありがとうございます。私が独自にリゾート産後ケアを受けた方々に対して聞き取り調査を行い、感想等をお聞きしました。皆さん評価が高く、リゾート産後ケアがあるなら、もう一人頑張りたいとの声も多く聞かれました。

また、リゾート産後ケアをきっかけに、通常の産後ケアに結びつけることができ、切れ目のない産後支援につながります。今年度は一気に組数を増やし、別府市の年間出産数の約半数を賄える制度になりました。今後は別府市リゾート産後ケアを市内だけでなく、全国にコマーシャルをし、別府市への子育て世代の移住促進につなげていただくことを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小野正明） 休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（小野正明） 再開いたします。

○17番（加藤信康） 市民クラブの加藤です。大変御無沙汰をいたしております。久しぶりの質問ですので、あんまり要らんことは言わんようにしようかなというふうに思っておりますから、優しい質問にしたつもりですのでよろしく願いいたします。

2年間、質問をしない中で、様々な議員の一般質問を聞いてまいりました。特に、やはりそのときそのときに起こす事業等についての質問が多くて、そこに集中する、また今回最初に南立石公園ということで上げましたけども、やはり公園事業が非常に議論をされたなというふうに思っています。公園を有意義に使うという意味での事業でしたので、今回は公園とは何なのかという意味で、やはり基本に戻って、ちょっと取扱い方について聞いてみたいなということで、南立石公園についての質問を上げました。

国交省の九州地方整備局のサイトで、都市公園とはというふうに聞くと、人々のレクリエーションの空間、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、防災性の向上、それから生

物多様性の確保、さらに豊かな地域づくりに資する交流の空間の提供というふうにあります。そういう意味では、やはりそこに住む人たちが心安らかに利用できる空間ということで、非常に大事な役割があるなというふうに思っています。

そういう中で、別府市は非常に公園が多いというふうに言われています。国道沿いだとか、ホテルの多いところ、そして観光地に近いところについては、特に都市公園、近隣公園ということで、この間事業が集中しました。ずっと見ていて、公園緑地課の職員の皆さん、本当大変やったなというふうに思っていました。そういう意味では、少し落ち着いてくれば、やはり本来の公園の仕事をぜひやってもらいたいという思いで、ちょっとお聞きをしたいと思います。

それでは、南立石公園について、まずこの公園、どういう公園なのかを説明をお願いします。

○公園緑地課長（久保田仁） お答えいたします。

南立石公園につきましては、昭和47年から自然の樹木を生かしながら、県内に自生する樹木を植栽し、整備エリアを順次拡大して、面積約10.8ヘクタールの総合公園として開設いたしました。また、昭和51年に当時の建設省より都市緑化植物園の指定を受け、2年後に都市緑化植物園みどりの相談所を開設し、植栽等に関する知識の普及や技術指導の実施、緑化に関する問合せや相談への対応を行っております。

○17番（加藤信康） 公園が多い中で、別府市の総合公園と言われるのは、この南立石公園と別府公園、2つしかありません。そして、ほぼ住宅地の中心ということで、市内各地から多くの方が利用しているということですが、南立石公園は、もともとは多分自然の山だったと思いますが、古くは黒田軍と大友軍が最初にぶつかったところですね、大友がまだ勝ったとき、あの近くに古戦場薬局ってありますね、古戦場なんですね。そういう意味では、もともとあった自然の樹木を利用しながら、後から植栽をして、そして植物公園として、緑化植物園としてつくり上げた。当時は公園をつくっていくというのはやはりやったんでしょう、どこもここも公園が、こういう総合公園として、公園ができて、つくり始めた頃ですから、別府市にとっては非常にいい公園だなと思っています。

それで、都市緑化公園として整備されたということなんですけども、多くの方が中を歩いたりウォーキング、散策、そしてレクリエーションで使っておりますけども、同時に季節ごとに咲く花を楽しむということができるとと思います。植物園として園を代表する樹木、そして花等があると思うんですけども、これについてどういうものがあるのかを簡単にお知らせいただきたいと思います。

○公園緑地課長（久保田仁） お答えいたします。

南立石公園は、市内の公園の中では面積が大きく、自然豊かな場所で、1年を通じて季節ごとに樹木や花木を楽しむことができます。公園内には多くの木々が生い茂っており、多目的広場では子どもたちの遠足等、園内全体で自然観察ができる場所として、様々な世代で利用できる市民の憩いの場となっております。

樹木のほとんどが常緑樹ですが、代表するものとしては、特にみどりの相談所前のしだれ梅が広く知られており、花見や散策時の鑑賞として、桜、梅が咲く季節は多くの利用者でにぎわっております。

○17番（加藤信康） 市のウェブサイトで見ますと、冬から春にかけてはしだれ梅や豊後梅、白梅、紅梅、そして春には桜ですね、ソメイヨシノやしだれ桜、それ以外にもヨウコウザクラだとか、緑色のギョイコウですね、こういう桜がありますし、さらに4月下旬、5月ぐらいになりますと、ちょっともう過ぎましたがシャクナゲだとか、夏場は暑いですから常緑樹が日陰になって非常に散策もしやすい。あわせてまた夏から秋にかけてはウコン、キンモクセイ、サザンカ、ツバキ、様々な樹木が、多分植えられたのかなと思います。基

本的には、もともとあった樹木を利用しながらつくられたんだというふうに思っています。

それで、公園つくってから昭和 51 年といいますから、ほぼもう 50 年たちました。そして、さっきしだれ梅という話がありましたけれども、当時はしだれ梅、そこに生えてたわけじゃなくて、やはり何年かたった樹木をそこに持ってきて植えたということになると思うんですけども、かなり代表するといいながら、花だから結構目立つんですけども、そろそろ老木になったなと私思っています。それ以外の植栽した木も、かなりやはり痛みが出てきてるなというふうに思っていますので、現状どういう状況なのか、そして管理方法も含めて説明をお願いしたいと思います。

○公園緑地課長（久保田仁） お答えいたします。

樹木の状況につきましては、当時から自生していた樹木や植栽した樹木は年数が経過し、衰弱や枯損の症状が現れやすいものもあり、樹勢がよく繁茂した樹木や樹勢が弱くなっているものもございます。造園専門職員が常駐しておりますので、公園利用の安全性確保の観点から、見通しのよい空間の確保、枯損木に関しては同等樹種を植栽し、適時更新も行っているところでございます。

また、過去に樹勢が衰えていたしだれ梅は樹勢の回復を促すため、土壌改良や腐朽部分を切除し、保護・保全しております。

○17 番（加藤信康） ありがとうございます。市内で職員が常駐している唯一の公園と思っています。そういう意味では、やはり目は行き届いているかなと思うんですけども、やはり僕は単なる総合公園という形で見るとはなく、やはり植物園として、さらにやはり進化してもらいたいなと思っています。しかしながら、もともとあった樹木と加えて植栽をした樹木、もう既に公園始まってからもう 50 年たっています。樹木は 50 年たつと、下手すると倍ぐらいの太さにどんどん大きくなっていくんですね。そういう意味ではやはり、これから育てていく公園というのも考えていかなきゃならない。やはり公園の専門職というのは、それがやはり本来の仕事かなと思っています。

ここ最近公園の職員の姿を見てると、苦情処理とか P F I 事業のことばかり頭を取られて、なかなか公園をつくり上げるというふうに思いがいてないんじゃないかなという気がするんです。目玉となる樹木で花の咲く木ですね、それと、やはり通路上にその季節季節の花がやはり咲くという、それを心の支え、安心をするために、人々、市民が南立石公園に集まってくる、やっぱり育てていていただきたい。しだれ梅も持ってくればいいです、ほかから。いや、違う場所から持ってくるだけでなく、その中で育てていく、公園をデザインしていく、そういう仕事をさせていただきたいというのが今回の質問の趣旨です。

市長、いろんな事業をやって、ある意味観光に特化した、観光客をどう誘致するかというふうに、公園の使われてなかった部分をちゃんと使っていこうという意味での公園整備はそれはそれで結構ですけども、やはり公園というのは市民のためのものであってもらいたい。そういう意味では、やはりこの総合公園の 2 つ、別府公園も緑がいっぱいありますけども、最近うっとうしいなという声があるんですよ。だってどんどん木がでかくなるだけで、上に伸びていくだけ。切ったら多分でも枯れるかもしれない。よく公園を整備したり、市役所の前にあった木をどこ持っていったか私知らないんですけど、木を切ると非常に市民から嫌がられるんです、行政はね。でも、枯れるときは枯れるんですよ。やはり育てていく公園をぜひ目指していただきたいなというふうに思うんです。

公園緑地課として、次の世代を育てていく、公園の本来の役割を設計していく必要があると思いますけども、公園緑地課としてどう考えておりますか。

○建設部長（山内佳久） お答えいたします。

この南立石公園でございますが、四季を通じてより身近に木々を楽しめる都市公園の機能を持った植物園として位置づけられております。また一方、1 年を通じて季節を感じら

れる公園となっております。先ほど紹介されましたホームページに季節の楽しみ方として紹介しておりますけども、現状の維持管理をしっかり行い、植栽可能なスペースの利活用も検討し、より季節を楽しめる特色のある公園を目指したいというふうに思っております。

これからも地域に密着した公園となるよう、緑化の推進と市民が緑に親しむ機会の提供を行うとともに、月に1度開催される園芸教室も好評でございますので、植栽・園芸に関する知識の普及に努めてまいりたいと考えております。

- 17番(加藤信康) 必要性は十分考えられておられると思ってるんですけども、もっとやっぱり上手に使っていただきたい。全国の緑化植物園と言われるところでは、様々なイベントをやっています。ただ単に公園を整備するだけじゃなくて、イベントやってるんですね。市民が集まって、そして植物ガイドツアーだとか、山野草や盆栽、花・植物の展示会、または写真展、みどりの相談所は相談機能ということですけども、僕も一時期公園行政に少し関わったことがありますけれども、相談所では家庭菜園の野菜のつくり方とかそういう相談は多いなと思ってるんですが、みどりの相談所自体やっぱりほかの花とか、樹木に特化はしてないなという感じがします。そういう意味では、市内で唯一職員が常駐するところですから、いろんなイベントでやっぱり緑の大切さを訴えていただきたい。

ただ市長、やはり職員のね、大変さ僕分かってます。そこに集中できない環境があります。そこら辺は市長しかできませんので、ぜひ今後考えていただきたいということで、この件についてはこれで終わりたいと思います。公園緑地課長、ありがとうございました。

では、次に農業についてです。

今、お米の問題で、令和の米騒動と言われてますけども、僕からすれば消費者目線だけでなく、お米の高騰、生産者の視点、目線で議論がされている、テレビの中でもSNS、インターネットの中でもそういう議論がされてるのはいいことだなと思ってます。日本が、例えば世界の農業に比べて、非常に農業政策として補助金が率として少ないということも、そろそろ国民の皆さんも分かってきたのかな。やはり農業というのは安全保障上の問題もありますし、食料自給率を確保するという意味では非常に大事な産業ではあるんですけども、そういうところまでどんどん議論を進めていただいて、そしてどうやったら日本の農業が守られるのか、継続可能な産業となるのかというのを見続けたいなというふうに思っております。

そういうところら辺から始まりまして、実は農林水産省が、今年3月末を期限に、全国の市町村が策定した地域計画を集計したという新聞報道がありまして、その中には、ある意味衝撃的な文章が書かれてました。農地の32%後継者未定、感覚的には分かるんですけど、その前にまずこの地域計画というものですけれども、どういうものなのか、また別府市もつくったということなんですけども、最終的にどのような計画になっているのかを教えてください。

- 農林水産課長(塩出政弘) お答えします。

地域計画とは、農業経営基盤強化促進法第19条における地域農業経営基盤強化促進計画のことであり、農地の効率的かつ総合的な利用や地域の農業の健全な発展を図ることが適当であると認められる区域ごとに定める計画のことです。

別府市の地域計画につきましては、令和6年度末までに地域活動組織がある6地区にて策定は完了しております。内容につきましては、各地域において、農業の課題と今後の農地の在り方を話し合い、農地の効率的かつ総合的な利用の目標を立て、10年後の農地集積目標を定めました。

なお、この地域計画は策定したら終わりというのではなく、地域の状況により随時見直ししていくものとされております。今後、地域の農地や耕作者の状況により、必要に応じて更新していく予定となっております。

○17番(加藤信康) ありがとうございます。国が進めた地域計画ですけれども、もともとは農業経営基盤強化促進法から始まって、今回は地域の話合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する、そういう意味でこの地域計画というのが法定化されたということなんですけれども、要は農業者が激減して耕作放棄地がどんどん増えているから、また残念ながら別府市では地域活動組織のある6地域、それ以外のところについては調査対象になっていない、併せてまた国が進める事業にとっては必須の計画ということで、要は国の事業に計画つくらんと乗れないということなんですよね。ただ感覚的に、先ほど言いました報道にあります、32%が後継者というか後を継ぐ人が決まってないという、感覚的には僕も感じてます。この地域計画だけではなかなか、別府市内の農業の本来の姿というのは分からないのかなということで、少し数値も含めてお聞きをしたいと思います。

農業の現状と課題ということなんですけど、まず別府市における農家戸数や耕作面積の推移について、どうなっているかお聞かせください。

○農林水産課長(塩出政弘) 答えします。

2020年の農林業センサスによりますと、別府市における農家数は353となっており、2010年の調査時と比較して10年間で約28%減少しております。また、耕地面積につきましては、農林水産省の作物統計調査において、2020年の別府市における耕地面積は341ヘクタールであり、2010年の調査時と比較して10年間で約4%減少しております。

○17番(加藤信康) 逆に耕地面積が、2010年の調査時と比較して4%しか減っていないというのは、ちょっと僕の場合は、ん、そうなのかなと思いますけれども、ただ言えることは全く増える要素がないということなんです。

それでね、じゃあ次に販売農家戸数、農作物を販売してる農家の戸数の推移や販売農家のうちで専業農家というのはどうなっているのか、お知らせください。

○農林水産課長(塩出政弘) 答えします。

販売農家数の推移につきましては、2010年農林業センサス時に241であった販売農家が、2020年調査時には152に減少しております。また、販売農家戸数に占める専業農家の割合は、2010年調査時が約47%、2020年調査時が約20%となっております。

○17番(加藤信康) 総農家数353に対して販売農家が152ですから、半数以上が農家と言いつつも自家消費農家ですね。そしてさらに専業農家は、ちょっと逆算したら僅か30軒です、専業農家と言われるのは、別府市内でね。今年は農林業センサスが実施される年ですから、さらにまた厳しい状況があるのかなという気がしてます。せめてこの30軒を維持してもらいたいと思うんですけども、じゃあ増える要素があるのか、これは新規就農者になるんですが、別府市における新規就農者数についてはどうなってますか。

○農林水産課長(塩出政弘) 答えします。

大分県が実施しております農業青年等に関する実態調査によりますと、令和3年以降の4年間で認定新規就農者は5名でございます。

○17番(加藤信康) 5名。別府市は中山間地域で、そして基幹産業というのが観光で、なかなか農業をする農地の広さありませんし、まだまだ集約・集積化もできてないのかなという気がいたします。離農している数に比べて、センサス上ですけど新規が5人ということですから、非常に厳しい状況だなというのが推察をされます。

それで、今後、その地域の農業を守るといいますかね、持続可能な農業を別府市内で続けていくためには、新たな担い手の確保、そして農地の集積、それから集約、これが課題になりますけれども、別府市における担い手確保、そして農地の集積・集約に向けて、現状どういう取組になっているのかを教えてくださいませんか。

○農林水産課長(塩出政弘) 答えします。

農家戸数や販売農家数、耕作面積が減少傾向にある中、担い手の確保や農地の集積・集

約化には、農業分野における全国的な課題であると認識しております。別府市における担い手確保に向けた取組につきましては、食×観光事業や国、県の事業を活用し、農業者の所得向上、経営安定に向けた取組を行っているところでございます。

あわせて、新規就農希望者に対しましては、県、農協、農業委員会などと協力し、就農に向けて伴走支援ができる体制を整えております。農地の集積・集約化に向けての取組に関しましては、農業委員会との連携や、地域計画における地域の協議の場での聞き取りなどにより、地域や地権者の希望を十分尊重した上で、農地の出し手も安心して貸し出せる農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積を推進しております。

- 17番（加藤信康） 国も、やはり日本の農業全体がなかなかうまくいかない、農業の問題点というのは実はもうみんな把握してるんですね。国も把握してるし、事業自体も把握していることをどうやったらいいかということで進められているんですが、なかなかその効果が出てきてないというのが実態かなと思います。

特に大分県は中山間地域が多いです。だっ広い農地というのがなかなか多くない。数年前に農地の中間管理事業、農地中間管理機構というのができて、すなわち農地法上では農家にしか土地は売られないんですけども、貸借を進めていくということで、そういう機構ができました。しかしながら、全国の効果というのを見てみますと、広大な土地を持っているところ、集積・集約ができているところはうまくいってる。ところが、大分県みたいに中山間が非常に多いところは、なかなかその効果が出てないみたいです。先ほど農林水産課長言いましたように、地主の思いだとか考え方を重視するあまり、なかなか進まない、その間にどんどんと未耕作地、すなわち何も作らない。一般的にどんどん藪になってきてるよって話なんですけど、そういう土地が増えていっている。かなり強力にしていけないと、耕作できない土地、耕作してない土地を解消していくのは難しいなと僕は思っています。

そういう意味では、これから僕は、農業、農業って言ってるんですけど、どんどん減っていくものは仕方がないですよ。興味がないし、魅力がないわけですから。ただ、観光地別府にとって、それでいいのか、コンパクトシティで別府市本当都市環境をよくしよう、ただその周りに耕作されてない農地が何か増えているな、だんだんそこにイノシシや害獣が住んで、過去私言ったことあるんですけども、一部、全国的にはイノシシが残飯をあさってるところもあるんですね。そういうふうにならなきゃいいなと。そうなりますと、単に農業だけの施策じゃ、この農地を維持するというよりも、都市環境を維持していくのは非常に難しいなというふうに思っています。

今回、別府市の農業についてという質問、農林水産課長には、今回最初で取っかかりですというふうに言いました。今回は現状を聞きながら、次はちょっと掘り下げて、じゃあどういう施策がいいのかというのを考えていきたいなと思っています。

それでね、農業は産業というふうに位置づけられてますけども、じゃあ農業を産業として維持するためにはどうしていくか。今んとこで、農林水産課長、どう考えておりますか、ここだけ教えてください。

- 農林水産課長（塩出政弘） お答えします。

産業として維持していくためには、もうかる仕組み、稼ぐ仕組みづくり、そのような形を取りながら、持続可能な農業をどのようにしていくのかを、別府の観光をどのように生かしていくのかということを考えながら、今の農業だけじゃない取り巻く環境を入れながら、持続可能につながればと思っております。

それと、ちょっといきなり言葉が出ないんですが、頑張っていきます。

- 17番（加藤信康） 塩出課長とは、もう昔からの付き合いで、無理言ってすみません。

それでね、やはり今回米騒動が起きたおかげで、農業にやはりみんな目を向けてきたな

と思っています。それ以上に、やはり別府市のこれから先の農業を考えていくためには、やっぱりそこに目を向けてもらう。農業楽しいよ、ただ一番問題なのは、もうかるよというところまで行くといいんですよ。もうかるよというところまで行くといいんですけども、なかなかそうはなっていない。そして、世界的には日本の農業まだまだ、すなわち直接支払い制度も含めて、農業に対してそんなに予算組んでないなという思いが強いんです、私。だからどんどんその世界の農業との比較を、やはりしてもらいたいと思ってるんです。でね、今年全国棚田（千枚田）サミットを別府市が誘致するという話になりました。これも一つ、農業に目を向けてもらう一つの手だと思っています。

先般、5月9日の朝のニュースで、日本の棚田百選にも選ばれてる長崎市の大中尾棚田保全組合、棚田オーナー制度が行われていまして、これが放送されていました。棚田のオーナー制度ですね、それで棚田を維持している。年間3万円で田植と稲刈り体験と、お米1袋30キロですね、頂ける。やっぱりこうやって発信をしていって、農業にまずは接触してもらい、経験してもらい。そのためには、今回の米騒動が非常に私にはいい意味でうれしく思ってるんですけども、やっぱり発信をしていくということが大事だなと思っています。それをやらないと、こういう小さい自治体でも農業予算を増やしていくことがなかなかできない、別府市の農業予算をちょっと計算してみました。ほぼ5億1,000万円ぐらい、別府市の総予算の1%に行ってません。その中で、農業振興に関わる部分、0.35%ぐらいです。別府市の基幹産業は観光ですから、農業二の次、とは言わないにしても、そのくらいでいいだろうという判断が過去にずっとあったのかもしれないんですけど、せめて1%を超してもらいたいなど。

観光地に来る観光客の、今、食×観光の事業やってますね。それも非常に大事なんですけど、やっぱり市内の観光産業の方々が、別府市で取れたその産物を利用させていただき、そういう意味では別府市の農地非常に大事だなと思っていますから、ぜひそういう考え方の下に、農業予算増やしていただきたい。ただ増やせて何に使うかっていう話になりますけども、まず、別府市の環境を農業者が守ってくれてるんです。だからこそ、直接支払い制度なんかができるんです。農業だけじゃないです、林業もそうですね。過去、私も林業について質問させていただきましたけれども、涵養林といって、別府市に流れ込む水を本当守っていただいているのがこの森、そしてこの都市の周りの環境を、本当毎日朝から晩まで泥だらけになりながら維持管理をしていただいているのが農家の方々です。ここに目を向けていただく、今は起業だとか、新しい産業をつくるということに、市長、目を向けられて、いろんな仕事ができるのは結構です。ところが、農業というのは産業でありながらなかなかもうからない、誰もなかなかそこに気がつかない。でも楽しい。先々、僕はそれ専門の部署とはいいいませんが、どうやったら別府市の農業を維持できるのか、どうやったらもうかることができるのか、別府市というこういうまちの体質としてね、その中でどんな農業ができるのかという、そこに視点を置いて、研究という言い方悪いんですけど、産業として認めていただけるんならそのくらいの予算ぐらいつけてほしいなど。これが今回の質問の趣旨です。

ただ、それではなかなか終わりませんので、今後またこの農業についてはしっかりと、併せて漁業も林業についても質問をしていきますので、そのときにまた、もし、いろんな考えがあれば出していただけたらと思います。

課長、すみません、最後の質問はこれで飛ばしました。ありがとうございました。これで、農業については一応取りあえず終わらせていただきます。

それでは、旧平尾邸について質問します。

議案質疑もありましたし、委員会の中でも議論されました。要はせっかく頂いた施設、それも歴史的建造物ということでもありますけども、B-i-z L I N Kがなぜするのか

とか、整備費の問題ですね、かなり僕も高いなという思いから質問させていただきましたけれども、要は議会としてどうチェックできるかという、それは担保していただけるということですから、ぜひ今後の進展に沿っていろんな報告はお願いをしたいなと思います。

それで、もう一点になりますけれども、南部の地域としては非常に大事な施設ですので、この歴史的建造物と言われている旧平尾邸について、もう一回どういうものなのか、どういう建物なのかを説明をしていただきたいと思います。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

旧平尾邸は、大正6年に竣工した2階建ての洋風建築で、別府銀行頭取の平尾謙平氏によって、ゲストハウスとして建設された建物です。約570坪の敷地内には、洋館のほかに、しっくい壁の和風建築物等が建てられています。洋館につきましては、木製フレームを露出させている西洋風の装飾木枠と土壁、格子窓の外観がひとときわ目を引く木造2階建て、半切妻造、棧瓦ぶきの建物です。1階が洋室、2階が和室で構成されており、各洋室で違った装飾で彩られたしっくいレリーフはシャンデリアが施されており、精巧な左官仕事で仕上げられています。

和館は木造2階建てで、屋根は葺甲付きの入母屋となっており、棧瓦ぶきの建物です。この建物は洋館より古く、明治期に建設されたとされており、平尾家が銀行業以前に布地やみそ等の事業で財をなした頃から使われていたという歴史のある建物です。数年前持ち主が亡くなりまして、遺族の方から、歴史的な建築物として建物を残しながら利活用してほしいという思いを受けまして、別府市として利活用の可能性調査を実施しました。その結果、利活用可能であると判断し、令和6年5月に寄附を受けたものです。

別府市では過去、赤銅御殿、中山別荘、旧麻生別荘など多くの歴史的な建築物が取り壊され、地域資源として十分に生かすことができなかったという歴史があります。このような背景もあり、旧平尾邸を後世に残していくことは当市としても使命であるというふうに考えております。ただ保存するだけでなく、外観や内装、また庭などの敷地内全てを再整備し、地域資源として磨き上げることで、歴史的建築物を活用した新たな別府の観光拠点として活用していきたいと考えております。

○17番（加藤信康） ありがとうございます。歴史的建造物ということで、私も若い頃、別府市に来てから赤銅御殿、中山別荘、そのときも何で壊すんかとかいろいろ議論があったなと思ってますし、残念ながらもう今ないということで、そういう意味では残せるというのは大事だなと思ってます。ただ、相当なお金をかけて、同時にまたこれから維持管理費もかかってきます。そういう意味では、非常にこれからの大事だと思います。

歴史的建造物というのは、洋館と和館、一度見に行かせていただきましたけれども、やはり古い分、ちょっと中を見てみないと柱がどうなってるんかなというのはかなり気になりますし、和館のほうも、これはちょっと押したら壊れるんじゃないかなというぐらい古いなど。ただ、歴史的建造物ですから、お金かけてやる以上はやはり当時の建築様式なり技術なりを再現をしていただきたい。じゃないと何の意味もないなと思ってます。この2棟以外は駐車場、特に駐車場は重要というふうになってますけれども、それから庭園というふうになっていました。イメージ図を見ましたけれども、バラ園とか温泉浴場もどっからお湯を引くのかちょっと私まだ分からないですけども、これも予定されていることなんで、市民も含めてかなりここに集まって何かできるなという感覚があります。ぜひ、もうこれ議案質疑の中でも明らかになりましたのでこれ以上聞きませんが、ただごめんなさい、バラ園は観光課長と話しました。バラ園やめといたほうがいいよ、一つ二つ植えるのは結構ですけど、後の管理大変ですよというやり取りはさせていただきましたけれども、そういうのも含めてこれからのちゃんとした計画をお願いしたいなと思います。

それから大事なものは、これからの利用方法です。基本方針を見てみますと、利活用に当

たりましては別府観光を後押しするものとしていくということを念頭に検討したとなっています。整備方針の中では、レセプション機能、宿泊機能、情報発信機能などの観光拠点施設を備えるとしてるんですけども、議案質疑でも説明ありましたけども、これもう一遍具体的にどういう利用方法なのかを説明いただけますか。

○観光・産業部長（日置伸夫） お答えいたします。

旧平尾邸の事業目的といたしましては大きく2つございまして、観光拠点と地域拠点としての利活用を想定しております。

1つ目の観光拠点といたしまして、洋館につきましては、日本人観光客に加えて、近年増加しておりますインバウンドを意識した誘客を目的に、本来の迎賓館やレセプション機能に加え、市内の既存の宿泊施設とは趣が異なる歴史的建造物における1棟貸しの宿泊機能を有するものとし、和館につきましては、日中に人が集まる場所としてのカフェ等の飲食提供をはじめ、市内外の観光情報発信機能などを備えることにより、別府観光の発展につなげてまいりたいと考えております。

もう一つは地域拠点として、文化的・歴史的な資源が多く存在する浜脇南部エリアにおいて、地域の物産等の情報発信、まち歩きやイベント等の際に当該エリアを回遊するための拠点施設として、また地域を回遊する際の駐車場としての利用をしていただき、地域の発展に寄与することを目標としております。また、平尾邸利活用方針検討委員会の提言の附帯意見にございまして、施設の管理運営に当たりましては、状況の変化により柔軟に対応してまいりたいと考えております。

○17番（加藤信康） ありがとうございます。聞く限りでは、やはり観光地別府としてある意味観光目的が主だなという感じはします。ただ、別府市が財産として頂き、そして整備をし、保存していくという意味では、かなりの税金使いますんで、やっぱり市民が納得をし、理解する施設でなければならないと思ってます。そういう意味では観光目的、確かに施設が新しくできると、拠点として観光客来るんですが、市民が利用できないということにはならないでしょうけども、もっと利用できる使い方をしてもらいたい。庭があり、ただ重要文化財にはまだなってないですけど、歴史的施設ではあるけども、近所の人が寄って楽しいだけでなく、地域の人たち、または地域の活動している人たちがイベントも含めて使える場所に、これが市民の財産として一番いい姿ではないかなと思ってます。ぜひそのことを考えていただきたい。

そして、建物は多分大正時代の当時の姿で戻るんでしょう。少しきれいかきれいじゃないかというのはあるんですが、きれいにしていただきながらも、そういう意味では時代を感じさせるということなんですね。今回、建物は時代を感じさせる建物として残るんですけども、やっぱり別府は歴史のあるまちとして、日本独特の習慣やイベントがどんどん失われているなという気がします。季節季節のイベント、例えばお正月からですね、おひな様、端午の節句、七夕、そして盆踊り、あそこで盆踊りしろとは言いませんけども、月見、いろんな日本のいい文化があるんです。そういうのを市民が体験できるようなそういう場所でもいいかなという、これ僕の勝手な思いです。そういうふうな発信をする場所にしていくことで、日常的に市民が利用できる、そういうイベントも含めて考えてもらいたいなと思います。非常に大事な施設ですので、十分利用できる施設にさせていただくことをぜひお願いしたいなと思います。

久しぶりの質問でちょっと途中、やり取りの失敗もありましたけれども、終えたことを感無量として思っています。これから特に、農業については継続してほしいなと思います。後ろの泉先輩からすれば、別府の農業をどうするんだ、自分がやはり農業に関わってきた人間として、別府が本当に観光と農業、本当に一緒に継続、持続できる産業として残せるようにしっかりと声を上げていきたいなというふうに思います。

ちょっと早いですけども、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○23番（野口哲男） 教育行政について質問してまいります。

先ほど3番議員の中村さんから学校の安全対策についてという質問がありました。ほとんど私と質問が重なっておりますので、その中で特に私が感じているのは、別府の小中学校はどこからでも入れると。防止するすべがないというようなことですから、その中にあって一番危惧するのが小中学校の先生は女性の方が多し、何か一旦想定外の事件が起きたときにどうなるのかということになれば、マニュアルをこさえたり、いろいろ答弁がありましたけれども、私はその中で一つだけ言いたいのは、熊よけスプレーではないけど、大分県のある自治体では、催涙スプレーを準備していると。これは非常に有効ではないかと思うんですよ。熊でも何でも、やっぱり目と鼻をやられれば一番動きが止められるというようなことなんで、そういう催涙スプレーを準備するということが有効であると思いますが、それについてはいかがですか。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

催涙スプレーの配備につきましては、適切な保管・管理方法の確立が必要と考えております。したがって、他市の状況や学校の意見等を踏まえながら今後調査していきたいと考えております。

○23番（野口哲男） こういうのを使わないほうが一番いいんですけどね。一旦関係があった場合には、そういう対応が必要なのかなという思いがします。

教育行政の中でね、次にやっぱり命の大切さというのを以前私も質問したような気がするんですけども、新聞報道等によると、昨今十五、六歳ぐらいですかね、家庭から逃げたかった、誰でもいいから殺したかったとか、山形では高校生が父親を殺害したとか、それから祖父母を殺害したもの等がかなり新聞報道であります。少年による悲惨な事件が発生している中で、このような事件を起こさない、起こさせないために命の大切さについてしっかり教える必要があると思いますが、最近ね、もう学校に行くとウサギ小屋とか鶏小屋が全部空です。空き家になってます。昔は命の教育ということで、そういうことをやられていたと思うんですけどね。現在この教育は、どのように取り組んでいるのかというのを聞きたいですね。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

各小中学校では、生命、命に関わる様々な学習を発達段階に応じて、カリキュラムに位置づけて実践しております。具体的には、生命、命の尊さを学び、自分や相手を尊重する心を育てる特別の教科・道徳での学習や、生物の体の構造と働き、生物と環境の関係を学ぶことで、生命を尊重する態度を育む理科の学習等が上げられます。これらの学習を通して、児童生徒が生命の尊さを理解するとともに、自分や相手を尊重し、安全で健康的な生活を送るための知識と態度を育てております。

○23番（野口哲男） 学校で全て教えるってことはやっぱり無理なんですよ。そういう意味で、私が今回取り上げてみたのは、ゲーム等の影響も大きいんじゃないかなと。一旦殺してもまた起き上がってくると、そういうゲームが最近多いんですよ。eスポーツとかいろいろありますけども、そういう中でやっぱりね、家庭の中でこういう命の大切さを教えていくという、その教育がやっぱり必要ではないかな。学校では全て教えられません。そういう意味で、保護者との対話とかそういうものについてはしっかり、教育委員会も学校でもやっていただきたいということをお願いしておきます。

次に、熱中症対策。

熱中症対策は6月に改正労働安全衛生法の規則が施行されて、熱中症による死亡事故等の多発を踏まえて、職場における熱中症対策を強化するためですが、これは罰則まで

設けられておりますけども、学校における熱中症対策はどうなっているかというのを聞きたいです。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

各学校、幼稚園に国や県からの通知に基づき、暑さ指数測定器の指数に応じて、屋外での活動を中止することや、適切にエアコンを使用すること、児童生徒への小まめな水分補給の促進、登下校中の帽子着用等の適切な対応を行うよう指導しております。

また、令和6年7月に別府市立小中学校熱中症対策ガイドラインを策定し、熱中症の予防法、発生時の応急処置、暑さ指数の活用方法などを具体的に示すことで、熱中症による健康被害の防止に努めており、特に昨年度、全ての公立小中学校の体育館にエアコンが設置されたことで、夏場の体育の授業や部活動、集会等が安全に実施できております。

○23番（野口哲男） 体育館にエアコンを設置したというのは、非常に市長、タイムリーで素晴らしいことであったと私は評価しております。体育の時間に校庭でやるというのは今の時期は難しい、今日なんかすごい暑さですから、そういう中で体育館で十分体育とかそういうものを行えるということは、熱中症対策には非常に有効な施策ではないかというふうに思っておりますので、その辺はしっかり教育委員会も学校と連絡を取り合いながらやっていただきたい。熱中症に、児童生徒がならないように、しっかり対策を取っていただきたい、練っていただきたいということをお願いしておきます。

それから、保護者との関係について、ちょっといろいろ学校現場で話を聞かせていただいたんですけどね。俗に言うモンスターペアレントは別府にいるかという質問をしたら、それは今のところあまり別府にはいないということであったんですが、その辺については今、教育委員会としてどのように把握していますか。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

いわゆるモンスターペアレントにつきましては、明確な定義が存在していませんが、保護者から学校が対応可能な範疇を超えた要望等が寄せられた場合には、まず保護者の意向を学校が十分に聞き取った上で、市教委に相談するよう助言しております。その後、市教委と関係学校が連携して対応しております。

また、大分県スクールロイヤー活用事業を利用し、対応について弁護士から指導・助言を受けられることも各学校に周知しております。

○23番（野口哲男） モンスターペアレントという言葉がありますが、別府市にはいないということは、非常に私は素晴らしいことじゃないかと思えます。長電話等あるようですがね。そういう中で、私があるネットでの情報を得たんですけども、ある学校でお母さんが血相変えて飛び込んできた。担任の先生に、うちの子傘も差さないで帰ってきてびしょぬれになって帰ってきた。何で学校は傘を常備してあるのに子どもに貸さなかったのかと、大変なけんまくでどなり込んできた。しかし、その先生が説明をしても、当時は小降りであった。子どもに傘は要るかと言ったら、いや大丈夫だからと言って帰られた。しかし途中で雨が強くなってびしょぬれになって帰って、それを見た親が結局学校にどなり込んできた。そして、なかなか担任の先生がそれを説明しても納得してもらえない。大変長い時間、親御さんが先生を責めておられたと。

ところが、それを聞いていた教頭先生が、助け舟を出して、実はこのお子さんは非常に自主性がある責任感のある子どもさんで、先生はこうして傘が要るかと言ったときに、いや、自分はまだ大丈夫だから帰りますよ、傘は要らないと言って帰られました。私は常日頃から子どもさんの通知表の中を見ておりますと、そして、彼は非常にそういう自主性があるということ、ちゃんと書いてあったということの説明して、ようやく親御さんは納得したと。そして最後にその親御さんが、子どもさんが卒業するときに、この学校に通わせてよかった、大変ありがとうございましたと。涙ながらに先生にお礼を言って卒業して

いったと。こういうことを見ると、保護者と先生がね、やっぱりいかに日頃のコミュニケーションというのが大事なのかなという気がするわけです。

だからやっぱこういう事例を見たときに、私は別府市にやっぱりモンスターペアレントがないということは、保護者とのコミュニケーションがうまくいってるんじゃないかなという納得したところがあるんですけど、その辺についてはどうでしょうか。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

現在、各学校に対しましては、全体的な連絡については連絡ツール t e t o r u 等を活用して行い、個別の対応につきましては、連絡帳や電話、面談などを通して、日常的に子どもの様子を保護者と共有して、良好な関係づくりに努めるよう指導しております。

また、様々なトラブルや誤解等があった場合は、迅速・誠実・丁寧に対応することで、保護者との信頼関係を構築するよう、市教委としては指導しているところでございます。

○23番（野口哲男） そういう話を聞いて安心してますけども、やっぱりオールジャパンじゃないけども、オール学校で取り組んでいくと。校長以下そういう、日頃から子どもさんに対するしっかりした知見を持って、少しでも問題が起こらないようにしていく。総合所見とか、そういう SNS とか LINE とかでやり取りをするということも今の時代非常に大事なかなという気がしますので、今後もしっかり教育長、取り組んでいただきたいというふうに思います。

それから、次に不登校の問題についてお伺いします。

今、別府市では不登校の専門的な学校というのはありません。玖珠町には1つありますね。私も先般しっかり視察に行っていましたけど、やっぱりすばらしい学校です、よくやっていますよ。校長先生は別府市出身の方ですし、いろいろ私ともお付き合いがあった方なんで、非常に踏み込んだ話ができたんですけどね。ただ、不登校ということになると、やっぱり私も今朝一般質問をしなきゃいかんなどと思ったら、何か議会に来るのに足が重たいんですよ。だから、不登校児童の気持ちが分かるような気がしたんですけどね。そういう、冗談ですけどね、そういうやっぱり学校に行きたくない、行きたいけど行きたくないというそういう問題は自分の中に潜在するわけであって、それをどのように解決していくのか。

先ほどもちょっと話がありましたけどね、今、別府市では、ふれあいルームとか登校支援ルーム等について取り組んでおられると。そして不登校は幾らか数がありますけれども、何とかふれあい学校等を経て、正規の学校に戻る子どもさんもありおられるということを知りたいんですけど、その辺についての取組をちょっとお聞かせください。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

取組の成果・効果ということでございますが、国が調査しました令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査におきまして、不登校の児童生徒数は小学校81名、中学校218名、合計299名でございました。現在、各学校や関係機関には、そのニーズに応じた様々な学級や居場所を設置しております。学校に行きづらさを感じている児童生徒にとって安心できる居場所として、教育支援室ふれあいルームや、中学校に設置しております登校支援ルームで学習や生活支援を行っております。

先ほど述べました国の調査結果によりますと、指導の結果登校する、またはできるようになった児童生徒数は、小学校32名、中学校69名、合計101名という結果でございました。教育支援室ふれあいルームについては、令和6年度5名が登校する、またはできるようになりました。

また、中学校に設置した登校支援ルームにつきましては、生徒やその保護者から、学校内で安心していられる居場所ができた、または登校しやすくなった等の肯定的な声がかれるとともに、前年度欠席が90日以上であった生徒が、今年度、多少の欠席はあるものの、

ほぼ毎日登校しているといった変容が見られております。

- 23 番（野口哲男） そういう結果が出てくるってことはすばらしいことですが、私も現場を見て一番感じたのが、先生方は大変なんですよ。もう私でしたら絶対こういうことはできないと思います。ストレスがたまりますよ、本当に。本当に根気強く、そういう子どもさんたちを正常な登校に戻していくというね、これはもう本当に頭が下がる思いがします。今後とも、ぜひ一つそういう意味では、しっかりと別府市の中で取り組んでいただいて、一人でも二人でも不登校者が減少するような取組をぜひ継続してほしいということで、次の質問に参ります。

それでは、ヤングケアラー問題ということが言われてます。こども家庭庁がヤングケアラーの継続支援に力を入れておいて、実態調査を行う自治体には補助を行うということが言われておりますけども、この実態調査というのは非常に必要とは思いますが、その当事者である児童生徒が、なかなか本当のことを言いたがらない、実態を申告しないというようなこともあるわけで、しかし何としてでもヤングケアラーの実態調査が必要だと思いますが、今の別府市ではどういうふうな状況になっていきますか、お答えください。

- こども家庭課長（内田千乃） お答えいたします。

別府市では、ヤングケアラー発見につながる実態調査の方法を教育部と検討し、令和5年度に子ども自身の気づきのため、小学校4年生から高校2年生を対象に、支援学校を除く市内の全ての学校において、学習会と任意記名式での実態調査を行いました。令和6年度以降も、小学校4年生を対象に、学習会と任意記名式での実態調査を継続しております。

別府市では、国が昨年度示した調査手法を先駆けて実施しており、かつ継続的に周知及び実態把握に努めております。令和5年度の調査結果により、別府市内には支援が必要なヤングケアラーが107人いると推察しています。調査により発見され、相談ニーズのある子どもについては、学校に内容を伝え、子どもや御家庭の価値観やニーズを尊重し、その子どもや御家庭に合ったアプローチの方法を考え、支援を受け入れる下地づくりを行いながら、学校やスクールソーシャルワーカーと連携し、支援を行っております。

- 23 番（野口哲男） 私栃木県で実態調査をしたんですけども、栃木県は条例をつくって、各市町村ともそれによって支援体制をしっかりとやっているというところがあります。そういう意味でね、組織的な取組というのが必要になってきますけども、やっぱり地域とか学校とかそういう単位でしっかりと連絡を取り合って、ヤングケアラー対策をしていくということが重要だと思いますが、その辺について別府市はどのように取り組んでいるんですか。

- こども家庭課長（内田千乃） お答えいたします。

別府市では、令和5年4月に県内各市に先駆け、こども家庭センターを設置し、ヤングケアラーの相談窓口もセンター内に設置しました。また、有資格者のヤングケアラーコーディネーターを1名配置し、ヤングケアラーの支援体制の整備を図り、関係機関や地域と連携した研修や支援を行っております。特に教育との連携につきましては、スクールソーシャルワーカーとの定期連絡会も開催しており、ヤングケアラーのみならず、困難を抱える子どもや家庭の支援に取り組んでいるところでございます。

- 23 番（野口哲男） 私たちがやっぱり地域の中で、こういう問題について日頃から関心を持って取り組んでいかなければならないと、私自身もそう思っておりますけども、今後別府市はさらにどのように取り組むのかという考えがあれば教えてください。

- こども部長（宇都宮尚代） お答えいたします。

別府市は令和6年度に国が実施したヤングケアラー支援ガイドラインの策定に向けた調査研究において、ヤングケアラー支援の知見を有する自治体関係者として、作業部会の委員として参画しており、国のガイドライン作成にも寄与しております。今後につきましても、子ども自身や周りの大人がヤングケアラーに気づくための周知広報に努めます。

また、ヤングケアラー支援が行き届き、支援の質を一層向上させるために、関係部署間でしっかりと連携をし、関係機関や地域に向けた研修等の実施、さらなる地域資源の活用を行ってまいります。

- 23 番（野口哲男） 私も幼い頃親を亡くして、他人のうちに育ったんですけど、やっぱりそういうことを体験した者から見ると、子どもの貧困問題というのとこのヤングケアラーの問題というのは、非常に今の日本の中で大きな問題であろうというふうに私は思うわけです。だから、皆さん方も地域の中でそういう問題に関心を持って、今後、行政とか議会もそうですけども、一緒にこのヤングケアラー対策に取り組んでいく必要があるということをし述べて、この項目は終わります。

それでは、次に第3期別府市総合戦略について議論してみたいと思います。

総合戦略は、人口減少の抑制と人口減少下における社会課題解決に向けた取組を示すものということが大きな前提になっていると思うんですが、令和7年から令和11年までの計画が示されました。これはデジタル田園都市国家構想総合戦略と、若手職員や市内大学生によるグループ研修での提案を踏まえた地域ビジョンを新たに設定したと。これは私非常に、ここは素晴らしいと思うんですね。どういうことかということ、イノベーションとか市長が言うようにとがった人間が必要だということは、40歳を過ぎるとなかなか、思考が固まってしまって新しいイノベーションを起こすなんていうのはなかなか難しいんですよ。だから現状を受け入れてしまうというような状況がありますので、大学生と若手職員がこういうビジョンをつくったというのは私は非常に感心しております。

だから広範多岐にわたって、今後別府市が目指すまちづくりになるということですが、4つの基本目標と基本的方向、それで施策や取組、それからKPIと第3期総合戦略として取りまとめられたもので、特に私が今言いましたように、この問題について、我々が今回どのようにこの第3期総合戦略に注目をして、どの点で行政のほうにしっかりとした実行を求めるのかということ私を私は考えて、皆様方と議論をさせていただきたいということでございます。

これを実行し成果を得るためには大変な努力と忍耐、それから休まない検証・分析が必要であると思います。何を重点的に取り組むかということでございますけども、この人口減少問題というのは将来的に我々の年金から社会保障、それから現在の日本にとって最も深刻な問題であると考えなければなりませんし、我々は将来の日本に対して、日本人として最大の責任を負わされていると、そういう自覚は絶対に必要だということ私を私は思うわけでありまして。

そこでね、地方創生、少子化対策について改めて考えてみますと、地方消滅問題として2014年5月ですか、日本創生会議において全国896の自治体が消滅する可能性があるとして発表されました。これは以前誰かが質問したと思いますけども、それで物すごく大きな衝撃が走ったわけなんですけども、それから10年たって、今回の提言である地方消滅2という、また中央公論から書籍が出されましたけれども、この内容についてちょっと検証してみたいと思います。

日本創成会議や人口減少問題検討分科会、これは増田レポートというんですけども、最近、日本郵政の代表を辞められた人なんですけどね、第1のポイントは人口の再生産力に着目すると。これは、それを測る指標は、20歳から39歳の若年女性人口に着目した。16歳から45歳女性の年齢別出生率を合計した特殊出生率のうち95%は若年女性が占めており、出生率の鍵を握るその人口に焦点が当てられたということですね。だから、結局別府市が、今のところは消滅可能性自治体にはなっておりませんが、将来的には非常に懸念される問題であろうということになります。当時出生率は1.41が続いたと仮定した場合に、2010年から2040年に逆に女性人口が50%以下に減少する自治体は373自治体あつ

たと。そのうち、自治体の人口が1万人を切るのが243自治体。

第2のポイントは、この数字に大都市への人口流出を加味すると、50%以下に減少する自治体は896になる。これは先ほど言いました地方消滅896自治体です。このうちの523自治体は人口が1万人を切ると予想され、これは北海道、東北、中国、四国、九州で大きくなっている。この報告を受け、少子化と地方衰退の対策として、希望出生率1.8というのが計画されたんですよ。

それともう一つは人口ダムとなる地域拠点都市の形成を目指し、国レベルでの長期ビジョンと総合戦略を策定し、それを指揮する総合戦略本部を設置したと。地方自治体レベルでは、地域の実情に合わせた戦略を担う地域戦略協議会を設置している。これは別府市に今継続してありますか。その辺は部長、いかがですか。今はもうないですか。

○企画戦略部長（安部政信） お答えいたします。

地域再生計画のことだと思いますが、それはもちろん別府市も、第2期もありましたし、第3期も引き続き計画がございます。

○23番（野口哲男） そういうことで、一つはストップ少子化・地方元気戦略、女性人材活用戦略、そして少子化と東京一極集中に歯止めをかける、この提言が行われたわけでございますが、しかし残念ながら2024年度の出生数は、つい最近の発表では70万人を切ったと。68万6,061人まで、落ち込んでおります。出生率は1.26からさらに低下して1.15となった。10年前と比べるとさらに悪化している。一時期穏やかになった東京一極集中がまた再び加速し始めている。これも大きな問題である。

そこで聞きますが、別府市の現在の出生数と出生率はどのようになっていますか。

○政策企画課参事（芝尾裕子） お答えいたします。

2024年の出生数は525人となっております。また、厚生労働省が発表している最新の人口動態保健所・市区町村別統計では、別府市の合計特殊出生率は1.40となっております。

○23番（野口哲男） 当初計画の1.8を大きく下回ってるんですけど、もともと1.41ぐらいでしたかね、別府市は。そういう意味で今回出生数、出生率ともに低下しているというところが、今回の第3期の計戦略にどのように影響するかということになってくるわけですよ。

このような中で、別府市の総合戦略には、この総合戦略は人口減少の抑制と人口減少下における社会課題解決に向けた取組を示すものであると。そして、地域ビジョン、雇用と子育てを核として、子育て世代や働く世代の移住を促進し、子どもが増えることで、まちがにぎわい、地域がにぎわい、それから雇用を創出する好循環モデルを確立する、こういうふうに総合戦略の中には分析されてます。だから仕事の創生、人の創生、多様な人材の活躍の推進、こういう問題を解決していかないわけにはいかないというのが今回の総合戦略の中身なんですよ。

だから、この中で特に私がこれからお話をしたいのは、この基本目標取組の中で、私が注目するのがここなんです。よくこれ分析したと思うんですけど、本市の課題と弱み、普通こういうことあんまり言わないんですよ、行政は。だけどね、本市の産業構造は主要産業への集中が著しく、多様で魅力ある産業や企業が限られることから、若者や子育て世代の人口流出につながっている、ここが問題なんですよ。そして、さらにまた温泉という有力な資源が観光業で生かされているものの、観光業でのさらなる活用余地、関連産業や官民連携での新たな活用の可能性が残されていると。そのため、主要産業のさらなる振興のほか、その周辺産業を中心とした多様な産業の振興などが課題として上げられる。これ、市民の方々にぜひここをよく説明していただきたいと思うんですよ。

あえてこういうふうにあるんですが、あえて弱みとして分析されたのが非常にこれ私、今回のこの第3期総合戦略の中で重みがあると思うんですよ、非常に重みがあると、こ

これは、だから弱みを分析する中で、この対策をどうしていくのかというのがここではっきりしてくるわけですから、これが非常に重要な問題です。

ここでね、もう一回消滅自治体の中身を検証してみると、人口減少を止められなかったこの10年ということで、地方創生の掛け声の下、政府はまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定。多くの自治体で人口減少対策が進められたが、その施策の多くが人口という限られたパイを奪い合うゼロサムゲームに陥ったと。ゼロサムゲームというのは、もう皆さんお分かりと思うんですけど、一方が勝てば一方が負けるわけですよ。だからそういうゼロサムゲームに陥ってしまったと、これが現状となっていると。

今回のこのゼロサムゲームの中身を見た場合に、今回の戦略会議の分析結果は、消滅可能性自治体は896から744に減ったんです。ところが、これは2020年から2050年までに若年女性人口の減少率が50%以上になる自治体の数でありますと、744が。だからこの数の中で、2014年の896自治体からは減少しておりますけれども、今回消滅可能性自治体を脱却したのは239自治体。それから744自治体のうち、今回新たに該当した99が消滅可能性自治体になったと。今回、前回とも消滅可能性自治体であることは変わりありませんけれども、若年女性人口減少率が改善したのは362自治体。悪化したのは283自治体であると。別府市は、改善というまでいきませんが現状維持ということになってるわけですが、少子化の基調は変わっていないのが大きな問題となっていると。

この新たな分析の結果、9つの分類分けがされたんですけども、Aというのが自立持続可能性自治体、これは関東中部の大きなまちです。それから、B1、B2はブラックホール型自治体、これは東京等流入人口が多いけれども、出生率が1を割った自治体、東京都は出生率が今0.96です。そういう中で、C1からC3までは全て消滅可能性自治体、これは消滅可能性自治体から脱却しておりません。別府市が所属するDの1、2、3は、その他の自治体というふうに分類されております。この中に別府市は入ってるわけですが、別府市が分類されるD3は、若年女性人口は減少する見込みとなっておりますので、これからその対策が非常に喫緊の課題となるわけでありまして、別府市の分析数値をちょっと披露しますとね、2050年時点で、若年女性の減少率がマイナス28.1%と予想されている。それから女性人口が8,085人。そして、2050年の総人口が84,031名、国の予想数値です、予想ですよ、あくまで。

その中で、2020年の人口を見てみると、総人口が11万5,321人、それから若年女性人口が1万1,319人、そういうところで、結局分析に従って議論を深めていくと、じゃあ別府はどうすればいいのかということになるわけですし、もう一つ、直近の新聞報道でありましたけれども、2024年度大分県内の、県への移住者数は1,746人であったと、日田市が244人、由布市の205人、佐伯市173人、その他竹田市、杵築市と続くわけですが、別府市も移住促進に力を注いできましたけれども、この実数が分かりますか。2024年度の移住者の実数は。

○企画戦略部長（安部政信） お答えいたします。

ちょっと移住の数字というより、人口の転入から転出を引きました社会増という数字で申しますと、令和6年度は転入のほうが上回っておりまして626人、その前の年、令和5年は441人というふうな形で、社会動態におきましては転入のほうが増加しているというふうな状況でございます。

○23番（野口哲男） 単純にね、移住者数を聞いたわけで、一生懸命、市長が先頭に立って移住を進めてきたわけでありまして、今後も市長、ただ、ゼロサムゲームになっちゃいかんので、やっぱり東京とか大阪とか、そういう大都市から少しでも移住者を募ってくると、そういうことが重要でないかと思えますね。

それからね、ここでちょっと特筆したいのが、政府の2025年版男女共同参画白書の発

表によれば、東京圏で地元へ愛着を持つ地方出身者で女性は62%、それから男性は50%いると。その出身地域に愛着があると答えているわけですから、この現象をどのように捉えて、別府市はそういう人たちにIターンとかUターンをしてもらうのか、これが今からのやっぱり課題でありましょうね。

そういうことを考えると、ここでちょっと話題が替わるけれども、島根県はあれだけ人口がどんどん減ってます。その中でね、島根県は脱却したんですよ。脱却した自治体が12あるんです。そして、消滅可能性自治体は僅か4に減少していると。だから、これまでの取組がかなり功を奏したのだらうと思うんです、島根県は。そういう意味で、やっぱり別府市はこういう事例もひもときながら、やっぱりしっかりその対策を今後練っていくということは必要であろうかと思しますので、部長、よろしくお願いします。

それでね、ここで別府市の弱みや課題で分析されたとおりの、基本目標の1のしごとの創生、起業・創業の強力な推進とあります。人口減少の抑制や人口減少に伴う社会課題解決という視点からも最も重要な取組であると思いますが、その見解を教えてください。

○産業政策課長（市原祐一） お答えいたします。

総合戦略上の基本目標の一つに定めるしごとの創生の実現や社会課題の解決に向け、第1期別府市総合戦略策定時においては、起業・創業支援の施策として、産業連携協働プラットフォームBiz LINKの構築を掲げ、取組を行ってまいりました。

また、第2期別府市総合戦略からは、ツーリズムバレー構想による起業・創業の強力な推進として、各施策に取り組んでいるところでございます。

○23番（野口哲男） これは第3期の計画の中にもほとんどあるわけですね、こういうのがね。

それで、もう一つお聞きしたいのは、起業・創業についてこれからお話をするわけですが、市長の提案理由の説明にもありました、この取組が全国紙にも取り上げられたと。そして重要な取組になっていると。これまでの起業・創業の実績というのを改めて聞きたいんですが、どのようになっていますか。

○産業政策課長（市原祐一） お答えいたします。

起業・創業件数の全体の把握は困難ではございますが、令和5年度の実績としては81件となっております。第2期総合戦略においての目標値73件を、8件上回る実績となっております。

また、これまで過去6回開催したONE BEPPU DREAM AWARDでは50名のファイナリストを輩出しており、多くの起業家が別府市内で事業活動を継続しております。

○23番（野口哲男） 成果、今説明されたとおりでしょけどね。この中で私が注目するのが、起業・創業スタートアップ後にやっぱり廃業や撤退した企業、それからまた現在存続している企業、こういう実績が非常に大事になってくるんですよ。その点については分かりますか。

○産業政策課長（市原祐一） お答えいたします。

ONE BEPPU DREAM AWARDのファイナリストだけの数字とはなりませんが、50名中継続しているのが約40名、さらに市内では約25名程度が継続しております。

○23番（野口哲男） 今説明ありましたがね、やっぱりスタートアップして順風満帆に企業が発展して大きくなっていくというのは非常に厳しい、難しいんですよ。後ほど説明しますが、資金の問題とか、いろんな問題点があるんで、その問題点をどのように解決していくのかが非常に重要な問題ですけども。

これでね、井上市長、浜田市長のときに、SOHOという、SOHOというのはスモールオフィス・ホームオフィスで、大学生を中心に起業・創業を働きかけたらどうかという

質問をしたんですけど、そのときは時期尚早であったのかな、話はそのままになってしまいましたけど、今、長野市政はそれに取り組んでますからね。これをぜひ大きくしていきたいというのが今の話の中にあった。どうしてもやっぱりね、思い入れも物すごい、これはいいと思って起業してもなかなかそれが定着しない、大きくならない、どうしても撤退しなければならない、こういう企業が非常に多いんですよ。だから、それをいかに相談に乗ってやって資金も調達してやって、どういうふうに育てていくのかというのが、これが長野市政の大きな課題だと思いますんで、そのことについて、私の当時同級生が別府で起業したんですよ。これはどういう企業かという、半導体関連の企業でした。彼はね、全く理工系の学校も出てないんで、一人で、半導体関連の後工程の会社をつくり上げたんですけども、当時の銀行の借入れから、それから機械を造る問題等に一生懸命図面を書いて持っていくと、これは設計図じゃない、絵じゃないかと言って突っ返されたとかね。だから銀行に融資をお願いしたけどなかなか融資が通らなかったと、そういう苦勞の末に何とか会社をつくり上げて、別府市で300人強の会社に育て上げたんですよ。取引は杵築東芝とか、それからテキサスインスツルメンツ、それからソニーとかね、そういう企業と取引をしたんですけども、そのときにね、そういう国の施策によって、東南アジアから研修生等を受け入れたと。しかし、その研修生を受け入れたところが、台湾とかそういうところで今、そっちのほうに全部後工程の企業がどんどん出来上がってしまっていると。特にフィリピン辺り、彼が視察に行ったらね、ゴルフ場が2つあって、カジノがあって、そういう工場の中に100メートルの通路があったり、そういう大きなところで後工程の半導体企業が育っていると。

だから今ね、この別府にそれを、TSMCの熊本の企業の後工程の会社を持ってきても、絶対にこれは成功しないというような話を体験談でしてましたから、そのとおりでと思います。テキサスインスツルメンツの工場長も私の同級生でしたけどね、撤退をしてしまいました。

だからそういう意味でね、せつかく別府でこういう問題があるんで、彼にどうすればいいかって私が聞いたらね、これはやっぱり優秀な大学生に研究機関、それから先端技術開発、そういう会社をぜひ立ち上げていただいて、それをバックアップしていく体制をつくったらどうかと。これは経験者ですから、非常に胸に迫るものがありますね。だからこれは、別府市がぜひやっていただかねばならないと思うんですよ。

だから結局、シリコンバレー化ということを、別府バレー化と言われておりますけども、ベンチャーキャピタルや、エンジェル投資家がどれだけ投資をしてくれるかということと、銀行の貸付は返さなきゃいかんからなかなか難しいんですよ。ベンチャーキャピタル辺りは、一生懸命企業を育てて、上場したら株でもうかった利益で運営していくわけですから、ベンチャーキャピタルとかエンジェル投資家というのが別府にあってしかるべきだと私は思うんですよ。

だから、さらに、サービスプロバイダーというのが必要なんですけど、税制面とか法律面等をサポートする税理士とか弁護士とかそういう人たちが一つの集団をつくって、スタートアップ企業を支援していくと、そういうことが別府に求められているんじゃないかなと私は思うんですよ。だから、後ほど市長の答弁を聞きますけど、資金調達とかサービスとかそういうものをね、せつかくアイデアを持って自分が起業したんだから、それを育てていくための相談場所とか資金調達ができる場所をぜひつくっていただきたいと。これは、市長と一緒に私、バースに行きましたね、バースが当時、5億ドルという資金調達をしたと。オイルマネーか何かあったんでしょうけど、5億ドルということは今計算すると七百五、六十億円ですよ、日本円で。だからね、別府もやれないことはない。ソフトバンクの会長に、アメリカに投資する1兆分の1でも持ってきてもらえば、こういうことが解

決するわけですから、冗談ですけどね。そういう夢のある話も今後別府が、せつかくこの100周年終わって、今から新しい100年に向かってスタートを切るわけですから、もうこの少子化の対策はどうしてもやらなければならないとすれば、そういうスタートアップ企業を育てて、そして私の考えですけども、まず、別府に愛着を持つ人にUターン、Iターンで帰ってきてもらおうと。そのためには、どうしてもやっぱりそれなりに働き場所をつくらなきゃならない、それなりの賃金も安定させてやらなきゃならない。結婚して出生して、そして子育てを十分手厚くしていくと。それが別府市の少子化対策の最大の、私は解決方法だと。最小でも最大でもこれしかないというふうに私は思っているわけで、ぜひこれをやっていただきたいと思います。

昨日か今日の新聞に、システム開発の会社が別府に進出してきたということですから、こういうのはうれしいですね。そういうところがどんどん大きくなっていくと、やっぱりITとかAIとか使った企業が、デジタルトランスフォーメーションじゃないけども、そういう企業が定着していくというのが別府市の将来像だと思います。というのが、別府市は重工業のそういう会社を企業誘致しても無理です。だからそういうふうに、やっぱり一つのテーブルの上でも勝負ができるような企業をつくっていくということが非常に重要じゃないかなと思います。この点については、私の今の思いを言いましたけど、市長はどのように考えてますか。

○市長（長野恭紘） お答えします。

起業家輩出力ということで、日経新聞の調査によると、全国で大分県が起業家輩出力2位と、その中の6割が別府ということで、非常に別府が起業・創業においての力を発揮しているということは全国的にも認知されるようになって、その中心になるのはBiz LINKであるということも提案理由に書かせていただいたところでもあります。ONE BEPPU DREAM AWARDという非常に、全国どこでもああいう起業・創業のピッチイベントやっておりますけれども、別府の場合は、本当に寄ってたかって、学生が多いまちでもありますし、みんなが比較的若い世代の皆さん方に、夢を持つ若者に、みんなで寄ってたかって応援をします。これは金融機関等も入っていただいておりますので、金融機関含めて様々な皆さん方が、起業・創業に対してのお手伝いをします。

大議員が言ったように大変きついのは、起業を果たしたとしても、その後、例えば1年、2年継続していけるところが非常に少ないと。ましてや10年となるともうほとんど、8割、9割はもしかしたらなくなっているかもしれないという状況の中で、いかに伴走支援とメンター的な役割をファイナリストに選ばれたONE BEPPU DREAMから出てきた人たちが、今度は支える側に回って行ってどんどんと新しい面白い起業や創業をバックアップする手伝いをするというようなところが、このONE BEPPU DREAMをはじめB-START UPとか、切れ目のない支援をするというところが別府の魅力かなというふうに思います。

別府ってやっぱり学生さんが多くて、別府から出ていっても別府のことを異様に好きなんですよ。それは、地域活動に主な、別府が大好きだという理由があるのかなというふうに思っておりますので、そういうところから例えばアーティストにまた、しっかりそっちのほうの横展開ができていたり、様々な展開が期待できると思いますので、また皆さん方の御意見を聞きながら、面白いまちをつくっていくと、また面白い若者やいわゆる外者が入ってきて、中にいる人たちと化学変化を起こしながら、さらに発展をしていくと、そういったことを最初から目標というか目的にやっておりますので、ある程度そういう目標、目的というのは達成できているのかなというふうに思いますので、しっかりとこれから取り組んでいきたいというふうに思います。

○23番（野口哲男） その中でぜひ、資金調達の面も忘れないようお願いしたいと思いま

す。

時間がちょっとありますので参考までに話をしますと、日経新聞に書いてあったんですけど、政府が2035年までに技術革新分野で世界4位に入る野心的目標を掲げたと。これどういうことかということ、AIなどの先端分野で国家主導の取組を加速させる。知的財産戦略本部を立ち上げ、知的財産推進計画に具体策を盛り込み、WIPO、世界知的所有権機関において、世界イノベーション指数で世界4位を目指す。これは特許出願件数や研究開発費等を基に算出される指標で、2024年日本は13位と、アジアの中でも、韓国が6位と、韓国にも後れを取ってます。それから中国が11位と、そういうことで失われた30年を今後絶対に取り戻すという気迫で政府が取り組むということでございますのでこのデジタル・AI・量子技術と8分野を戦略領域と位置づけて、国際標準の主導権を握るための計画を策定中であるとなっています。

だからこの世界は今ね、こういう状況に進んでおりますけども、今、日本は技術と知財で世界の舞台に挑もうとしているということですから、別府市も誰かの市長の時代に失われた10年とか12年とかいうのがありましたけれども、長野市政はそれを取り戻すのに一生懸命取り組んでます、取り組んでいて御苦労なことでございますけれども、今後100年の旅立ちに向けて、絶対に政府もこれだけのことを考えているわけですから、やっぱりその流れとして、大分県も別府市もね、世界4位を目指すという取組が少しでも別府市のためになるようなことがあれば、国と一緒にやっていくということも大事じゃないかなと思いますので、その辺のことも申し添えて、私の質問を終わります。本当は、副市長に聞きたかったけど今日はやめておきます。

以上です。

○議長（小野正明） お諮りいたします。本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は明日定刻から一般質問を続行したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野正明） 御異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は明日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時42分 散会